

ニュージーランド

商標法

2005 年法律第 116 号により改正された 2002 年法律第 49 号

目次

第 1 条 呼称

第 1 部 序

第 2 条 施行

第 3 条 目的

第 4 条 通覧

第 5 条 解釈

第 6 条 標識についての使用の意味

第 7 条 商標についての使用の意味

第 8 条 本法は政府を拘束する

第 2 部 商標の登録可能性

副部 1 序

登録商標の性質

第 9 条 登録商標の性質

登録商標に付属する権利

第 10 条 登録商標に付属する権利

第 11 条 登録商標に付属する権利に関する追加事項

出願に付属する権利

第 12 条 出願に付属する権利

商標の登録可能性：一般

第 13 条 如何なる場合に商標は登録可能であるか

第 14 条 証明商標の登録可能性に関する追加規定

第 15 条 団体商標の登録可能性に関する追加規定

第 16 条 商標の識別性に関する局長の予備的通知

副部 2 商標を登録しない絶対的理由

第 17 条 商標を登録しない絶対的理由：一般

非識別商標の登録可能性

第 18 条 非識別商標は登録することができない

- 第 19 条 商標の識別性に対する色彩の関連性
- 第 20 条 地理的保護表示を含む商標は登録してはならない
- 第 21 条 普通に使用されている化学名を含む商標は登録してはならない

副部 3 商標を登録しない相対的理由

一定の文言を含む商標の登録可能性

- 第 22 条 一定の文言を含む商標の登録可能性

人名を含む商標の登録可能性

- 第 23 条 人名を含む商標の登録可能性

- 第 24 条 王室の表示を含む商標の登録可能性

同一又は類似の商標の登録可能性

- 第 25 条 同一又は類似の商標の登録可能性

- 第 26 条 例外

旗章を含む商標の登録可能性

- 第 27 条 旗章等の表示を含む商標の登録可能性：一般

- 第 28 条 条約国の国旗、国の記章等を含む商標の登録可能性

- 第 29 条 一定の国際機関の紋章等を含む商標の登録可能性

- 第 30 条 如何なる場合に記章等はパリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されるか

第 3 部 商標登録の取得手続及びその他の事項

副部 1 序

- 第 31 条 商標の分類

副部 2 出願

一般

- 第 32 条 出願：その方法

- 第 33 条 共同出願

出願の優先権

- 第 34 条 同一又は類似の商標に係る登録出願の優先権

- 第 35 条 優先権のない出願に関する局長の義務

- 第 36 条 条約国出願が関係する出願の優先権

出願の補正

- 第 37 条 出願の取下等

第 38 条 如何なる場合に局長又は裁判所は出願を補正することができるか

出願の受理又は拒絶

第 39 条 出願の審査

第 40 条 出願の受理

第 41 条 要件不遵守の出願の場合は、出願人に通知しなければならない

第 42 条 出願の受理の取消

第 43 条 出願の拒絶

第 44 条 出願の放棄

第 45 条 出願の条件付受理又は拒絶の理由等は、出願人に通知されなければならない

受理した出願についての公告

第 46 条 受理した出願についての公告

副部 3 出願に対する異議申立

第 47 条 受理された出願に対する異議申立

第 48 条 出願人の反対陳述書

第 49 条 異議申立に関する局長の決定

副部 4 商標の登録

第 50 条 如何なる場合に商標は登録されなければならないか

第 51 条 登録に関する局長の義務

第 52 条 局長は一定の事情においては遺言検認書又は遺産管理状の提出を免除することができる

第 53 条 代替の登録証

副部 5 証明商標に関する追加事項

第 54 条 如何なる場合に証明商標の使用を規制する規則を提出しなければならないか

第 55 条 証明商標の登録出願についての審理

第 56 条 承認された規則は特許庁に寄託しなければならない

副部 6 如何なる場合に商標は消滅するか

登録の存続期間

第 57 条 登録の存続期間

登録の更新

第 58 条 登録の更新

第 59 条 商標登録の満了が差し迫っていることに関する通知

第 60 条 更新手数料の不納により登録簿から削除された商標の地位

商標登録の自発的抹消

第 61 条 商標登録の自発的抹消

商標登録の強制的抹消又は変更

第 62 条 条件違反を理由とする商標登録の抹消又は変更

第 63 条 証明商標登録の抹消又は変更

第 64 条 団体商標登録の抹消又は変更

商標登録の取消

第 65 条 商標登録の取消申請

第 66 条 商標登録の取消理由

第 67 条 不使用を理由とする商標登録取消に関する立証責任

第 68 条 商標登録の取消

商標使用に関する権利の部分放棄

第 69 条 所有者による自発的な、商標に関する権利の部分放棄

第 70 条 登録を取り消さないための条件としての、商標に関する権利の部分放棄

第 71 条 公共の利益を理由とする、商標に関する権利の部分放棄

第 72 条 権利の部分放棄により影響を受ける権利

商標登録の無効

第 73 条 商標登録の無効

第 74 条 無効宣言の効力

第 75 条 商標登録の有効性に関する推定

登録簿の更正

第 76 条 登録簿の更正又は訂正

副部 7 その他の事項

登録商標に関する変更

第 77 条 登録商標の変更は許可されない

第 78 条 登録簿の変更

証明商標規則の変更

第 79 条 証明商標規則の変更

第 80 条 規則に関する変更申請についての公告

譲渡又は移転

第 81 条 一定の譲渡又は移転に関する局長の証明

第 82 条 商標についての権原の登録

使用権者

- 第 83 条 使用権者登録の申請
- 第 84 条 使用権者登録
- 第 85 条 商標使用の権利の譲渡又は移転
- 第 86 条 使用権者登録の変更
- 第 87 条 使用権者登録の抹消

第 4 部 訴訟手続

副部 1 権利侵害に対する民事手続

本法が他の権利に及ぼす影響

- 第 88 条 本法が他の権利に及ぼす影響

権利侵害となる行為

- 第 89 条 同一又は類似の標識が業として使用された場合の権利侵害
- 第 90 条 契約上の一定の義務を守らない場合の権利侵害
- 第 91 条 権利侵害が会社名の使用から生じたということは抗弁ではない

権利侵害にならない行為

- 第 92 条 商標が登録によって保護されない状況において使用される場合の権利の不侵害
- 第 93 条 2 以上の同一又は類似の登録商標が使用される場合での権利の不侵害
- 第 94 条 登録商標に関する比較広告は権利侵害にならない
- 第 95 条 善意の慣行は侵害にならない
- 第 96 条 無登録商標の一定の継続的使用は侵害にならない
- 第 97 条 業として一定の関連がある場合は侵害にならない
- 第 97A 条 登録商標によって与えられる権利の消尽
- 第 98 条 如何なる場合に所有者又は使用権者は登録商標の使用を承諾しているか

如何なる場合に侵害訴訟は提起することができるか

- 第 99 条 無登録商標については侵害訴訟を提起することができない
- 第 100 条 登録商標についての侵害訴訟を提起することができる時期

登録商標の侵害に対する救済を申請することができるのは誰か

- 第 101 条 登録商標の侵害に対する救済を申請することができるのは誰か
- 第 102 条 使用権者は登録商標の所有者に訴訟提起を請求することができる
- 第 103 条 登録商標の所有者が訴訟を提起しなかった場合の成り行き
- 第 104 条 使用権者が訴訟を開始した場合の成り行き

正当化されない訴訟

- 第 105 条 正当化されない訴訟

侵害行為に対して取得することができる救済の種類

第 106 条 登録商標の侵害に対して取得することができる救済の種類

第 107 条 団体商標の侵害に対する損害賠償

第 108 条 違反標識の消去等に関する命令

民事訴訟手続における引渡命令

第 109 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体についての引渡命令

第 110 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体についての処分命令

第 111 条 裁判所が考慮すべき事項

第 112 条 送達に関する指示

第 113 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体に利害関係を有する者の権利

第 114 条 第 110 条に基づく命令は何時、効力を発生するか

第 115 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体に 2 以上の者が利害関係を有する場合におけるその他の裁判所命令

第 116 条 第 110 条に基づく命令が出されなかった場合の状態

副部 2 刑事訴訟

序

第 117 条 如何なる場合に刑事訴訟は開始することができるか

第 118 条 1985 年刑罰法の適用

第 119 条 法人役員の責任

罪及び刑罰

第 120 条 登録商標を偽造する罪

第 121 条 商品又はサービスについて登録商標の虚偽の使用をする罪

第 122 条 登録商標等の複製を作成するための物体を作成する罪

第 123 条 登録商標等の複製を作成するための物体を所持する罪

第 124 条 登録商標が虚偽の使用をされている商品を輸入又は販売等をする罪

第 125 条 罪に対する刑罰

刑事手続における引渡命令

第 126 条 刑事手続における引渡命令

第 127 条 如何なる場合に引渡命令は出すことができるか

第 128 条 引渡命令が出された商品又はその他の物体についての処分命令

第 129 条 裁判所によって考慮されるべき事項

第 130 条 送達の指示

第 131 条 商品又は他の物体に利害関係を有する者の権利

第 132 条 如何なる場合に第 128 条に基づく命令は効力を生じるか

第 133 条 商品又は他の物体に 2 以上の者が利害関係を有するときのその他の裁判所命令

第 134 条 第 128 条に基づく命令が出されなかった場合の状態

副部 3 国境保護措置

解釈

第 135 条 解釈

侵害標識についての通知

第 136 条 第 137 条から第 141 条までの適用

第 137 条 税関長に通知することができる

第 138 条 通知の内容

第 139 条 税関長は通知を受理又は拒絶しなければならない

第 140 条 受理された通知の有効期間

第 141 条 使用権者は通知を要求することができる

侵害標識について通知がされた場合の調査

第 142 条 第 143 条から第 146 条までの適用

第 143 条 調査をする旨の決定

第 144 条 権利主張者は調査のための情報を提供すべきこと

第 145 条 情報提供の要求に関する制限

税関長の決定

第 146 条 税関長の決定

第 147 条 決定の通知

第 148 条 通知不送達の結果

侵害標識が付されている商品の留置

第 149 条 侵害標識が付されている商品の留置

第 150 条 如何なる場合に留置商品の引渡を受けられるか

第 151 条 同意による商品の没収

侵害標識が付されている商品に関する手続

第 152 条 侵害標識が付されている商品に関する種々の命令を求める申請

第 153 条 商品に侵害標識が付されているか否かを決定する手続

第 154 条 裁判所の権限

侵害標識が付されている商品の検査

第 155 条 商品の検査

税関長の権限、義務及び職務の委譲

第 156 条 税関長の権限、義務及び職務の委譲

第 157 条 本法による権限に基づいて行為をする者についての保護

副部 4 雑則

申請は局長宛か裁判所宛か？

第 158 条 申請は局長宛か裁判所宛か？

局長の出席

第 159 条 一定の手続における局長の出席

証拠

第 160 条 局長に提起される手続における証拠の提出方式

第 161 条 記載事項，書類等の証拠

第 162 条 登録は有効性の一応の証拠である

第 163 条 譲渡及び移転に関する局長の決定に対する上訴

第 164 条 商慣行等は考慮されなければならない

第 165 条 有効性の証明書

費用

第 166 条 費用

第 167 条 費用の担保

第 168 条 証明又は使用許可の拒絶に対する上訴に係る費用についての裁定は行われない

第 169 条 裁判所に提起される手続における局長の費用

上訴

第 170 条 局長の決定についての上訴

第 171 条 上訴の通知

第 172 条 上訴についての聴聞

第 173 条 上訴についての裁決

第 174 条 上訴についての裁決が行われるまでの規定

第 5 部 管理規定及び雑則

副部 1 商標局長及び局長補

第 175 条 商標局長及び局長補

第 176 条 局長裁量権の行使前における聴聞

副部 2 諮問委員会

第 177 条 諮問委員会

第 178 条 諮問委員会の職務

第 179 条 諮問委員会の委員

第 180 条 諮問委員会はそれ自体の手続を規制することができる

副部 3 商標登録簿

一般

第 181 条 商標登録簿

第 182 条 登録簿の内容

第 183 条 信託についての通知は登録簿に記載することができない

登録簿の調査

第 184 条 登録簿の調査

登録簿に関連する罪

第 185 条 登録簿に虚偽の記載をした罪

第 186 条 商標に関する虚偽表示の罪

副部 4 雑則

補償の不適用

第 187 条 商標に付随する権利の縮小に対しては補償を行わない

特許庁

第 188 条 特許庁の開庁及び閉庁

第 189 条 短期予告による特許庁の開庁

人格代表者

第 190 条 代理人の承認

第 191 条 一定の種類の人代理としての申立等

代替

第 192 条 申請人以外の者による代替：一般

第 193 条 異議申立通知上の異議申立人でない者による代替

その他の書類の補正

第 194 条 出願以外の書類の補正

手数料

第 195 条 手数料

通知の送達

第 196 条 第 197 条の適用

第 197 条 通知の送達方法

年次報告

第 198 条 特許局長による年次報告

規則を制定する権限

第 199 条 規則

第 200 条 条約国に関する枢密院令

改正

第 201 条 改正される法律

経過及び除外規定

第 202 条 1953 年商標法の廃止

第 203 条 一定の出願及び手続に関する経過規定

第 204 条 1953 年商標法第 54B 条に基づいてされた通知についての経過規定

第 205 条 防御商標の手数料についての経過規定

第 206 条 争われた登録についての有効性の証明書

第 207 条 1953 年商標法に基づく，条約国に関する枢密院令

第 208 条 本法施行前に登録された商標の地位

第 209 条 本法施行前における登録簿上の注記等の地位

附則（第 201 条） 改正される法律

第1条 呼称

本法は、2002年商標法である。

第1部 序

第2条 施行

(1) 本法(第177条から第180条まで、第199条及び第200条を除く)は、総督が枢密院令(Order in Council)により指定する日に施行する。

(2) 第177条から第180条まで、第199条及び第200条は、本法が女王の裁可を受けた日の翌日に施行する。

第3条 目的

本法の目的は、次の通りとする。

- (a) 登録商標により保護される権利の範囲をより明確に定義すること、及び
- (b) 商標の登録手続を簡素化することにより、出願人の費用を低減し、かつ、広く業務対応費用を低減すること、及び
- (c) 形象及び文言を含め、マオリ標識を包含する商標の登録に関連するマオリ問題に対処すること、及び
- (d) ニュージーランドにおける登録商標についての偽造活動を防止すること、及び
- (e) ニュージーランドの商標制度が国際的發展を配慮するようにすること

第4条 通覧

本法における配置は次のとおりである。

- (a) この部は、解釈及び本法の政府への適用を含む予備的事項を取り扱う。
- (b) 登録商標に付属する主要な権利(例えば、登録商標を使用する排他権)については第10条に記載する。
- (c) 如何なるときに商標の登録が可能であるかについては、第13条に記載する。商標の登録可能性に関する他の規定は、第14条から第30条までに記載する。
- (d) 商標の登録手続は、第3部に含まれる。
- (e) 登録商標の侵害に関する救済及び罪についての規定、外国において商品に適用された侵害標識に関する国境保護措置、並びに法的手続及び本法に基づく上訴についての一般規定は、第4部に記載する。
- (f) 第5部は、局長(Commissioner)、商標登録簿、及び、形象及び文言を含め、マオリ標識から派生した又は派生したと思われる商標についての提案されている登録がマオリにとって侮蔑的であるか否かを局長に助言する諮問委員会についての規定を含む。

第5条 解釈

(1) 本法においては、文脈が異なる要求をしている場合を除き、用語の意味は次のとおりとする。

「法律」は、本法に基づいて制定された規則を含む。

「実際の登録日」とは、第51条(a)に基づいて局長により登録簿に登録された日をいう。

「諮問委員会」とは、第 177 条に基づいて任命された諮問委員会をいう。

「出願人」とは、

- (a) 商標登録の出願をした者をいい、かつ
- (b) 第 82 条に基づいて譲渡が実施された場合は、出願の譲受人を含む。

「出願」とは、

- (a) 商標登録の出願をいい、かつ
- (b) 連続商標(series of trade marks)の登録出願を含む。

「譲渡」とは、関係当事者の行為による譲渡をいう。

「証明商標」とは、次に掲げる機能を有する標識をいう。

- (a) 図形的に表示すること、及び
- (b) 業として、
 - (i) 原産地、素材、製造法、品質、正確性、又はその他の特徴について何人かにより証明された商品を、そのように証明されていない商品から識別すること、又は
 - (ii) 品質、正確性、機能又はその他の特徴について何人かにより証明されたサービスを、そのように証明されていないサービスから識別すること

「税関長(chief executive)」は、第 135 条に記載されている意味を有する。

「権利主張者」は、第 135 条に記載されている意味を有する。

「共同団体(collective association)」とは、構成員を有しているか又は有することができる団体(法人化されているか否かを問わない)であって、

- (a) そのときの構成員の共同の利益のために構成されており、かつ
- (b) その構成員資格が何時でも確認することができるように構成されているものをいう。

「団体商標(collective trade mark)」とは、次に掲げる機能を有する標識をいう。

- (a) 図形的に表示すること、及び
- (b) その標識の所有者である共同団体の構成員の商品又はサービスを、その共同団体の構成員でない者の商品又はサービスから識別すること

「局長(Commissioner)」とは、

- (a) 商標局長をいい、かつ
- (b) 疑義を避けるため、商標局長補(Assistant Commissioner)を含む。

「条件」とは、商標登録によって与えられた、商標を使用する排他権についての制限を含み、それは次に掲げる事項に関するその権利の制限を含む。

- (a) 使用方法
- (b) ニュージーランド国内の何れかの場所において販売その他の方法で取引される商品についての使用
- (c) ニュージーランド国内で提供されるサービスについての使用
- (d) ニュージーランド国外の市場に輸出される商品についての使用

「税関による管理」とは、第 135 条に記載した意味を有する。

「条約国」とは、本法の規定においては、その規定の適用上の条約国であるものとして第 200 条の規定に基づく命令によりその時点で宣言されている統一体(entity)をいう。

「条約国出願」とは、条約国において行われた商標登録出願であって(その国が条約国になる前であるか後であるかを問わない)、かつ

- (a) 2 以上の条約国間の条約の条件に従い、それら条約国の何れかにおいて行われた出願と

同等であるか、又は

(b) 何れかの条約国の法律に従い、その条約国において行われた出願と同等なものをいう。

「裁判所」とは、高等裁判所(High Court)をいう。

「税関職員」とは、第 135 条に記載されている意味を有する。

「死亡した所有者」とは、

(a) 商標に関する登録所有者であって、本法施行の前であるか後であるかを問わず、既に死亡している者をいい、かつ

(b) 商標登録出願人であって、本法施行の前であるか後であるかを問わず、商標の登録前に死亡した者を含む。

「みなし登録日」とは、次の日付をいう。

(a) 第 36 条が適用される商標の場合、(国際的取極めに係る法令に従うことを条件として)条約国におけるその出願の出願日

(b) その他の場合、その出願の出願日

「地理的表示」は、1994 年地理的表示法第 2 条(1)における場合と同じ意味を有する。

「侵害商品」とは、登録商標との関連においては、登録商標と同一若しくは類似の標識が付されている商品又はそれらの標識がその包装に付されている商品であって、かつ

(a) 商品又は包装へのその標識の利用が登録商標の侵害であるもの、又は

(b) その標識が、商品又はその包装に関して、登録商標を侵害する方法で使用されているものをいう。

「侵害素材(material)」とは、登録商標との関連においては、登録商標と同一又は類似の標識が付されている素材であって、その標識について次に掲げる事情の何れかが該当するものをいう。

(a) 登録商標を侵害する方法で、商品にラベルを付すか若しくは商品を包装するため、又は営業用紙として、又は商品若しくはサービスを広告するために使用されていること、又は

(b) 登録商標を侵害することになる方法で使用することが意図されていること

「侵害物体(object)」とは、登録商標の関連においては、次に掲げる物体をいう。

(a) 登録商標と同一又は類似の標識を複製するために特別に設計され若しくは適合させられており、かつ

(b) その物体が侵害商品若しくは侵害素材を生産するために使用されたか又は使用されることを、知っているか又は信じるに足りる理由を有する者によって所持、保管又は管理されているもの

「侵害標識」は、第 135 条に記載されている意味を有する。

「使用権者」とは、商標の関連においては、商標が登録されている商品若しくはサービスに関し、商標の使用権者として現に登録されている者、又は 1953 年商標法に基づく商標の登録使用者である者をいう。

「構成員」とは、

(a) 共同団体との関連においては、その団体の構成員をいい、また

(b) 団体商標との関連においては、その団体商標の所有者である共同団体の構成員をいう。

「所有者」とは、次に掲げる者をいう。

(a) 証明商標又は団体商標の何れでもない登録商標の関連においては、その名義でその商標が登録されている者、及び

(b) 登録されている団体商標の関連においては、その名義でその商標が登録されている共同団体、及び

(c) 登録されている証明商標の関連においては、その証明商標が対象とする商品又はサービスを証明する者、及び

(d) 無登録商標に関しては、その標章についての権利のすべてを所有する者をいう。

「パリ条約」とは、1883年3月20日パリにおいて調印された工業所有権の保護に関する条約であって、随時改正又は修正されたものをいう。

「許諾された使用」とは、次に掲げる使用をいう。

(a) 商標の使用であって、その商標の使用権者によるものであり、その対象が商品又はサービスであって、

(i) それについて使用権者が業としての関係を有しており、かつ

(ii) それについてその商標が登録されており、かつ

(b) その使用が使用権者の登録に課せられている条件を満たしていること

「地理的保護表示」とは、1994年地理的表示法第8条に基づいて制定された地理的保護表示登録簿に登録されている地理的表示をいう。

「有資格者」とは、死亡した所有者の関連においては、次に掲げる事項を局長に認めさせた者をいう。

(a) 当人が、死亡した所有者がその死亡時に本居(ドミサイル)としていた場所にある地所において、死亡した所有者の遺言検認書若しくは遺産管理状を入手したか若しくは入手する権利を有する者であること、又は当人が死亡した所有者の当該場所における法定代理人であること

(b) 死亡した所有者の、その地所における遺言検認書若しくは遺産管理状がニュージーランドにおいて付与されていなかったか、又は再捺印されていなかったこと

(c) 局長が有資格者を商標の所有者として登録した場合、死亡した所有者に係る債権者及びその遺言又は無遺言に基づくすべての受益者の利益が適切に保護されること

「登録簿」とは、第181条に基づいて保管される商標登録簿をいう。

「登録商標」とは、登録簿に記載されている商標をいう。

「規則」とは、第54条から第56条まで、第63条、第79条、及び第80条における場合を除き、本法に基づく有効な規則をいう。

「連続商標」とは、同一若しくは同一種類の商品又は同一若しくは同一種類のサービスの内の該当するものについての複数の商標であって、次に掲げる条件を満たしているものをいう。

(a) それらの重要な明細が相互に類似していること、及び

(b) 次の点においてのみ異なっていること

(i) それらが使用されるか若しくは使用される予定の商品又はサービスの記述、又は

(ii) 数量、価格若しくは場所名の記述、又は

(iii) 商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない他の非識別的事項、又は

(iv) 色彩

「標識」とは、次に掲げるものを含む。

(a) ブランド、色彩、図形、見出し、ラベル、文字、名称、数字、形状、署名、におい、音響、味、下げ札、又は語、及び

(b) 標識の組合せ

「指定(specification)」とは、商標の登録出願において指定される商品又はサービスであって、それに関して登録商標が使用される又は使用が予定されているものをいう。

「特定の(specified)商品」とは、1994年地理的表示法第2条(1)における場合と同様の意味を有する。

「商標」とは、

- (a) 標識であって、
 - (i) 図形的に表示することができるものであり、かつ
 - (ii) 1の者の商品又はサービスをそれ以外の者の商品又はサービスから識別することができるものをいい、かつ
- (b) 次に掲げるものを含む。
 - (i) 第83条から第87条までにおける場合を除き、証明商標、及び
 - (ii) 第83条から第87条までにおける場合を除き、団体商標

「移転(transmission)」とは、法の作用による移転(transmission)、死亡した者の人格代表者への移転(devolution)及びその他の方式による、譲渡でない移転(transfer)をいう。

「TRIPS協定」とは、WTO(世界貿易機関)協定付属書1Cに記載されている知的所有権の貿易関連の側面に関する協定であって、随時改正又は修正されたものをいう。

「就業日」とは、週に属する日であって、次に掲げる日以外のものをいう。

- (a) 土曜日、日曜日、聖金曜日、復活祭翌日、アンザック・デイ(Anzac Day)、君主誕生日、労働祝祭日、及びワイタンギ・デイ(Waitangi Day)、並びに
- (b) 該当する地域において、その地域が一部をなしている州の記念日とされている日、並びに
- (c) 毎年12月25日に始まり、次に掲げる日に終わる期間に属する日
 - (i) 第171条における場合を除いて、翌年の1月2日、又は
 - (ii) 第171条における場合は、翌年1月15日、並びに
- (d) 何れかの年において1月1日が金曜日に当たる場合は、次の月曜日、並びに
- (e) 何れかの年において1月1日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、次の月曜日及び火曜日

「書面」は、次に掲げるものを含む。

- (a) 恒久的かつ読取可能な様式での語句の記録、及び
- (b) 電子的方法による検索及び読取可能な語句の記録、及び
- (c) 電子的若しくはその他の通信手段の形態による語句の表示であって、その後、何らかの方法により検索及び読取可能な電子的方法により記録されているもの

「WTO協定」とは、1994年マラケッシュにおいて調印された世界貿易機関協定であって、随時改正又は修正されるものをいう。

(2) 条約国ではあるが、州、州の一部、又はその国際関係について州が責任を負う準州でない統一団体に關しては、本法において、ある国における保護を求める出願というときは、当該統一団体の規則に基づく保護を求める出願をいうものとして読まなければならない。

第6条 標識についての使用の意味

本法においては、文脈が別段の要求をしている場合を除き、

- (a) 商品に關しての標識の使用というときは、商品上での又は商品についての物理的その他

の関係におけるその標識の使用をいうものとし、

(b) サービスに関しての標識の使用というときは、サービスの提供又は利用可能性に関してのその標識の使用をいうものとし、

(c) 商品又はサービス(その何れであるかは、該当する事情による)に関しての標識の使用というときは、商品又はサービスに関してのその標識の可聴的使用も含むものとする。

第7条 商標についての使用の意味

(1) 本法においては、文脈が別段の要求をしている場合を除き、商標に関しては、「使用」は、次に掲げるものを含む。

(a) 登録された形態での商標の識別性を変更しない要素において異なる形態による使用、及び

(b) ニュージーランドにおいて、輸出用に限定して、商品若しくはサービスに対して、又は商品若しくはサービスにラベルを付すための若しくはそれらを包装するための素材に対して、商標を適用すること、及び

(c) ニュージーランドから輸出される商品又はサービスに対してのニュージーランドにおける商標の適用、及びそれら商品又はサービスに関して行われるそれ以外の行為であって、ニュージーランドにおいて販売その他の取引がされる商品又はサービスに関して行われた場合に、その使用が本法に基づき若しくはコモン・ローにおいて重大である商品又はサービスに関する商標の使用を構成することになるもの、及び

(d) 次に掲げる者による商標の使用

(i) 所有者、又は

(ii) 所有者が共同団体の場合は、共同団体の構成員

(2) 本法において所有者による商標の使用というときは、所有者でない者による使用を含むものとするが、ただし、その使用が所有者により許可されているか又は所有者の管理に従っていることを条件とする。

(3) 登録商標全体の使用はまた、同一所有者名義で登録された、商標に係る何れかの登録された構成部分の使用でもある。

第8条 本法は政府を拘束する

本法は、政府を拘束する。

第2部 商標の登録可能性

副部1 序

登録商標の性質

第9条 登録商標の性質

- (1) 登録商標は、動産である。
- (2) 商標に関する衡平法上の権利は、他の動産に関する衡平法上の権利と同様に執行することができる。

登録商標に付属する権利

第10条 登録商標に付属する権利

- (1) 登録商標の所有者は、商標の登録に係る商品又はサービスの全部若しくはその中の如何なる部分に関しても、本法により規定される権利及び救済を有し、特に次に掲げる事項についての排他権を有する。
 - (a) 登録商標を使用すること、及び
 - (b) 他人に登録商標の使用を許可すること、及び
 - (c) 登録商標を(営業権を伴って又は伴わないで)譲渡又は移転すること、及び
 - (d) そのような譲渡又は移転の対価に対し有効な領収証を発行すること
- (2) (1)(a)の適用上、商品又はサービスに関して登録された団体商標を所有する共同団体の構成員は、
 - (a) 共同団体と共に、それら商品又はサービスに関してその商標を使用する排他権を有し、また
 - (b) 他の構成員により生産される商品又は提供されるサービスに関して他の構成員がその商標を使用することを排除する権利を有さない。

第11条 登録商標に付属する権利に関する追加事項

第100条の規定に従うことを条件として、第10条において言及した権利は、

- (a) 登録商標に関して登録簿に記載されている条件があるときは、それに従うものとし、また
- (b) 商標についてのみなし登録日から発生し、また
- (c) 別個の商標として登録される登録商標の個々の構成部分に関して付与され、また
- (d) 登録商標についての共同所有者がある場合は、単一人の権利であるものとして共同所有者によって行使されるものとする。

出願に付属する権利

第12条 出願に付属する権利

- (1) 出願人は、当該出願人の出願(本法施行の前に行われたか後で行われたかを問わない)を

譲渡又は移転することができる。

(2) 商標登録出願は、動産である。

(3) 商標登録出願に関する衡平法上の権利は、他の動産に関する衡平法上の権利と同様に執行することができる。

商標の登録可能性：一般

第 13 条 如何なる場合に商標は登録可能であるか

(1) (2)に記載した要件のすべてが満たされた場合、商標は、次に掲げる項目に関し、本法に基づいて登録をすることができる。

(a) 1 又は 2 以上の類(クラス)に属する特定の商品又はサービス

(b) 1 又は 2 以上の類(クラス)に属する特定の商品及びサービス

(2) 次に掲げる要件を満たさなければならない。

(a) 商標登録出願は、本法の規定に従って行われなければならない。

(b) 出願に関し、所定の手数料がある場合は、その全額が納付されなければならない。

(c) この部に記載されている、商標の登録を妨げる絶対的又は相対的理由がないことが、長官によって認められなければならない。

第 14 条 証明商標の登録可能性に関する追加規定

商品又はサービスに関する証明商標は、

(a) その商品又はサービスを証明する者の名義で、所有者として登録をすることができる。ただし、

(b) 証明される種類の商品又はサービスに関する取引を営む者の名義では登録することができない。

第 15 条 団体商標の登録可能性に関する追加規定

団体商標は、共同団体の構成員により生産される商品、その構成員により提供されるサービス、又は双方に関し、それに係る共同団体の名義で、所有者として登録をすることができる。

第 16 条 商標の識別性に関する局長の予備的通知

(1) 商標の登録出願をしようとする者から要求を受けた場合は、局長は、局長の見解としては、その商標が識別性を有するか否かについて同人に通知をしなければならない。

(2) (1)に基づいて、商標が識別性を有する旨の通知を受けた者は、次に掲げる事情においては、同人が出願時に納付したすべての手数料の返還を受ける権利を有する。

(a) 局長が前記通知を出した後 3 月以内に、同人が商標の登録出願をし、かつ

(b) 局長が、商標は識別性を有していない旨を理由として出願を拒絶すること

(3) (2)に基づいて返還を受ける権利を有する者は、返還金の支払を受ける前にその出願を取り下げなければならない。

副部 2 商標を登録しない絶対的理由

第 17 条 商標を登録しない絶対的理由：一般

- (1) 局長は、次に掲げる事項の何れも商標又は商標の一部として登録してはならない。
 - (a) その使用が誤認若しくは混同を生じる虞があるもの、又は
 - (b) その使用がニュージーランドの法律に違反するか、若しくはそれ以外の理由で裁判所において保護を受ける資格を有さないもの、又は
 - (c) その使用又は登録が、局長の見解においては、マオリを含む地域社会の相当な部分を不快にする虞があるもの
- (2) 出願が悪意で行われた場合は、長官はその商標の登録をしてはならない。
- (3) (1) (b) の規定に拘らず、何れかの商標の使用が 1990 年喫煙対策環境法 (Smoke-free Environments Act) に基づいて制限又は禁止されている場合であっても、局長は、その商標を登録することができる。

非識別的商標の登録可能性

第 18 条 非識別的商標は登録することができない

- (1) 局長は、次に掲げるものを登録してはならない。
 - (a) 商標でない標識
 - (b) 識別性を有さない商標
 - (c) 商標(証明標章である商標を除く)であって、商品又はサービスの種類、品質、用途、価格、原産地、商品生産若しくはサービス提供の時期、又はその他の特徴を指定するために業として用いられる標識又は表示のみによって構成されているもの
 - (d) 商標であって、現行の言語において又は善意の確立した商慣行において、慣習的になっている標識又は表示のみによって構成されているもの
- (2) 登録出願前に商標が、その使用又はその他の事情の何れかの結果として識別性を獲得している場合は、局長は、(1) (b), (c), 又は(d) に基づいて商標の登録を拒絶してはならない。

第 19 条 商標の識別性に対する色彩の関連性

- (1) 商標の識別性を決定するときは、局長又は裁判所の内の何れか該当する方は、商標が 1 又は 2 以上の指定色彩に全面的に又は部分的に限定されているか又は限定されることになるか否かを考慮しなければならない。
- (2) 色彩の制限なしに登録されているか又はされることになる商標は、すべての色彩について登録されているか又はされるものとする。

第 20 条 地理的保護表示を含む商標は登録してはならない

- 局長は、次に掲げる商標を登録してはならない。
- (a) 特定の商品に関する地理的保護表示を含んでおり、かつ
 - (b) 地理的保護表示として表示されている場所を原産地としない特定の商品に係るもの

第 21 条 普通に使用されている化学名を含む商標は登録してはならない

(1) 化学物質又は調合剤に関しては、局長は、単一の化学元素又は単一の化合物に関して広く使用され、かつ、受け入れられている名称を含んでいる商標を登録してはならない。

(2) (1)の規定は、商標の所有者又は使用権者によって製造された元素若しくは化合物の銘柄又は製造元を単に指示するために使用される語であって、公衆の使用に開放されている適当な名称又は記述を伴っているものに対しては、適用しない。

副部 3 商標を登録しない相対的理由

一定の文言を含む商標の登録可能性

第 22 条 一定の文言を含む商標の登録可能性

局長は商標であって、「著作権」、「回路配置」、「特許」、「特許された」、「植物品種権」、「登録された」、「登録意匠」若しくは「商標」の文言又はこれらの略語若しくは類似語を含む商標を登録することができる。

人名を含む商標の登録可能性

第 23 条 人名を含む商標の登録可能性

人が標識について商標としての登録を出願し、その標識が人の名称又は表示を含んでいる場合は、局長は、次に掲げる者からの書面による同意を求めることができる。

- (a) その人。ただし、同人が出願の 10 年以上前に死亡している場合を除く。又は
- (b) 同人の法定代理人。ただし、次に掲げる条件に該当する場合とする。
 - (i) 同人が出願前 10 年以内に死亡しているか、又は
 - (ii) 局長が、同人からの同意は他の何らかの理由で取得することができないと考えること

第 24 条 王室の表示を含む商標の登録可能性

局長は、女王陛下若しくは王室構成員の表示又は当該表示の模倣を含む商標を登録してはならない。ただし、出願人がその商標の登録について女王陛下又は該当する構成員の同意を得ている場合は、この限りでない。

同一又は類似の商標の登録可能性

第 25 条 同一又は類似の商標の登録可能性

(1) 局長は、次に掲げる事情においては、何れかの商品又はサービスに関する商標(商標 A)を登録してはならない。

(a) それが、他の所有者に属しており、かつ、登録されているか、又は第 34 条若しくは第 36 条に基づく優先権を有する商標(商標 B)と同一であって、

- (i) 同一の商品又はサービスに関するものであるか、又は
- (ii) それらの商品又はサービスに類似する商品若しくはサービスに関するものであり、それを使用すれば誤認又は混同を生じる虞がある場合

(b) それが、他の所有者に属しており、かつ、同一の商品若しくはサービス、又はそれらの商品若しくはサービスに類似する商品若しくはサービスに関して登録されているか、又は第 34 条若しくは第 36 条に基づく優先権を有する商標(商標 C)と類似しており、それを使用すれば誤認又は混同を生じる虞がある場合

(c) それが、又はそれに係る何らかの本質的要素が、商標であって、それらの商品若しくはサービス、又は類似の商品若しくはサービス、又は他の何れかの商品若しくはサービスに関し、宣伝活動その他の何れかにより、ニュージーランドにおいて広く知られているもの(商標 D)と同一であるか若しくは類似している、又はその翻訳である場合。ただし、商標 A を使用したとき、それらの他の商品又はサービスと商標 D の所有者との間に業としての関連を示すものと受け取られ、当該所有者の利益が害される虞があることを条件とする。

(2) 第 26 条は、(1)の規定に優先する。

第 26 条 例外

局長は、次に掲げる事情においては、商標 A を登録しなければならない。

(a) 商標 B、商標 C 又は商標 D の所有者(その内の何れであるかは、事情によって定まる)が商標 A の登録に同意した場合、又は

(b) 局長又は裁判所の内の該当する方が、誠実な同時使用の事件が存在しているか、又は他の特別な事情が存在しており、裁判所又は局長の見解としては、裁判所又は局長が課す条件を付してその商標を登録することが相当であるとする場合

旗章を含む商標の登録可能性

第 27 条 旗章等の表示を含む商標の登録可能性：一般

(1) 人が標識について商標としての登録を出願し、その標識が何れかの独立体の旗章、紋章、記章、騎士勲章、又は勲章の表示を含んでいる場合は、局長はその出願人に対し、局長にとって当該標識の商標としての登録及び使用に同意を与える権利を有すると思われる者からの書面による承諾を取得するよう要求することができる。

(2) (1)の規定は、第 28 条又は第 29 条を適用する場合は、適用しない。

第 28 条 条約国の国旗、国の記章等を含む商標の登録可能性

局長は、関係国の当局の許可を得ないでは、次に掲げる事項の表示を含む商標を登録してはならない。

(a) 条約国の国旗。ただし、局長が、提案されている方法でのその国旗の使用が前記の許可を得ないでも許容されると考えるときは、この限りでない。

(b) パリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されている、条約国の紋章又はその他の国の記章、又は

(c) 公の標識若しくは印章であって、

(i) 条約国により採用されており、かつ

(ii) 登録されるべき商標に係る商品又はサービスと同一若しくは類似の種類の商品又はサービスについての監督及び証明を表示しており、かつ

(iii) パリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されているもの

第 29 条 一定の国際機関の紋章等を含む商標の登録可能性

(1) 局長は、関係する国際機関の許可を得ないでは、1 又は複数の条約国が構成国である国際的政府間機関の紋章、旗章若しくは他の記章、又は略称若しくは名称を含む商標を登録してはならないものとするが、ただし、当該国際機関のその紋章、旗章若しくは他の記章、又は略称若しくは名称がパリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されていることを条件とする。

(2) (1)の規定に拘らず、局長は商標の登録をすることができるが、ただし、局長が、関係する国際機関の紋章、旗章若しくは他の記章、又は略称若しくは名称が提案されている方法で使用される場合について、次のように考えることを条件とする。

- (a) その機関とその商標との間に関連性が存在すると公衆に示唆する虞がない、又は
- (b) その使用者とその機関との間の関連性の存在に関して公衆を誤解させる虞がない。

第 30 条 如何なる場合に記章等はパリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されるか

第 28 条及び第 29 条の適用上、条約国の国の記章(国旗を除く)又は条約国により採用された公の標識若しくは印章、又は国際機関の記章、略称若しくは名称のうち該当する事情にあるものは、次に掲げる条件が満たされる場合、かつ、その範囲においてパリ条約又は TRIPS 協定に基づく保護を受ける。

(a) 該当する条約国又は国際機関がニュージーランドに対し、パリ条約第 6 条の 3(3)に従い、又は TRIPS 協定により適用される同条に基づいて、前記の国の記章、公の標識若しくは印章、又は記章、略称若しくは名称のうち該当する事情にあるものを保護することを希望する旨を通告しており、かつ

(b) その通告が有効に存続しており、かつ

(c) ニュージーランドが、それに対してパリ条約第 6 条の 3(4)に従い又は TRIPS 協定により適用される同条に基づいて異論を申し立てていないか、又は申し立てた異論がある場合は、それが取り下げられていること

第3部 商標登録の取得手続及びその他の事項

副部1 序

第31条 商標の分類

- (1) 商標登録のためには、商品及びサービスは所定の分類法に従って分類されなければならない。
- (2) 何れかの商品又はサービスが属する類(クラス)に関して生じる疑義は、局長によって決定されなければならない、その決定を最終的なものとする。

副部2 出願

一般

第32条 出願：その方法

- (1) 商標又は連続商標の所有者であると主張する者は、所定の手数料があるときはそれを納付して、所定の方法があるときはその方法により、次に掲げる事項に関して使用する又は使用する予定である商標又は連続商標についての登録出願をすることができる。
 - (a) 1又は2以上の類に含まれる特定の商品又はサービス
 - (b) 1又は2以上の類に含まれる特定の商品及びサービス
- (2) 局長は、標識の使用又は意図されている使用によって指定が正当化される場合を除き、1の類に含まれている商品及びサービスのすべて又は多種類の商品若しくはサービスに関して、商標を登録してはならない。

第33条 共同出願

2又はそれ以上の者は共同出願をすることができる。ただし、それらの者の中の一方又は何れかの者が、それらの者の双方若しくは全員を代表して、又はそれらの者の双方若しくは全員が業として関連している商品又はサービスに関して、その商標を使用する権利を有する場合に限る。

出願の優先権

第34条 同一又は類似の商標に係る登録出願の優先権

- (1) 異なる者が、商標であって、同一であるか又は相互に類似しており、かつ、同一又は類似の商品又はサービスに関するものについて個別に登録出願をしたときは、局長によって受領された最初の出願が他のすべての出願に対して優先権を有し、手続を遂行することができる。
- (2) 異なる者が、商標であって、同一であるか又は相互に類似しており、かつ、同一又は類似の商品又はサービスに関するものについて、個別に登録出願をし、それらの出願が局長により同時に受領された場合は、
 - (a) 各出願は、同等の優先権を有し、かつ、手続を遂行することができ、また

- (b) 局長は、個々の出願人に対して他の個々の出願について通知しなければならない。
- (3) (2)の規定の適用上、同日に受領された2以上の出願は、同時に受領されたものとして取り扱われるものとする。
- (4) 第36条は、本条の規定に優先する。

第35条 優先権のない出願に関する局長の義務

局長は、

- (a) 出願であって、他のすべての出願に対して第34条(1)に基づく若しくは第36条に基づく優先権を有していないか、又は第34条(2)に基づく同等の優先権を有していないものに係る個々の出願人に対し、当該出願人の優先権の順位を通知しなければならない、また
- (b) 優先権のその順位に従って各出願を決定しなければならない。

第36条 条約国出願が関係する出願の優先権

- (1) 条約国において商標の登録出願をした者(その国が条約国になる前であったか後であったかを問わない)若しくはその法定代理人又はその譲受人は、出願が条約国出願の出願日から6月以内に行われた場合は、他の出願人に優先してその商標の登録を受ける権利を有し、その登録は条約国における出願日と同一日付を有する。
- (2) (1)の規定は、何れかの者が条約国において行った最初の商標出願に限って適用し、当該人によるその商標に対するその後の出願には適用しない。
- (3) (1)において言及した6月の期間におけるニュージーランドでの商標の使用は、条約国出願が関係する商標についての登録出願の優先権に影響を及ぼさない。

出願の補正

第37条 出願の取下等

- (1) 出願人は何時でも、出願を取り下げること又は指定を減縮することができる。
- (2) 出願は、出願人の請求により、次に掲げる事項のみを訂正することにより、変更することもできる。
- (a) 出願人の名称若しくは宛先、又は
- (b) 瑕疵若しくは遺漏。ただし、局長の見解としては、瑕疵又は遺漏の訂正が、出願の意味又は範囲を実質的に変更しない場合に限る。

第38条 如何なる場合に局長又は裁判所は出願を補正することができるか

- (1) 局長又は裁判所の内の何れか該当する方は、如何なる時にも(受理の前であるか後であるかを問わない)出願に関連する瑕疵を訂正することができる。
- (2) 第37条(2)(b)は、(1)の規定に優先する。

出願の受理又は拒絶

第39条 出願の審査

局長は出願を、それが本法の要件を遵守しているか否かを決定するために審査しなければな

らない。

第 40 条 出願の受理

局長は、局長が適当と考えるすべての条件が満たされることを条件として、本法の要件を遵守する出願を受理しなければならない。

第 41 条 要件不遵守の出願の場合は、出願人に通知しなければならない

局長は出願が本法の要件を満たしていないと判断したときは、次のことを行わなければならない。

- (a) 出願人に通知すること、及び
- (b) 出願人に対し、局長が指定する期間内に応答するか又は第 37 条に記載されている事項のみを訂正することによって補正をする機会を与えること

第 42 条 出願の受理の取消

(1) 局長が次に掲げる事実を認めたときは、出願が関係する商標が登録される前に、局長はその出願の受理を取り消すことができる。

- (a) 出願が、局長によりなされた錯誤若しくは怠慢のため受理されたこと、又は
- (b) その商標に関係する他の出願が第 36 条に基づく優先権を有すること

(2) 局長が出願の受理を取り消したときは、

- (a) 出願は受理されなかったものとして取り扱われ、かつ
- (b) 第 39 条の規定が、再びその出願に適用される。

第 43 条 出願の拒絶

出願人が、局長によって指定された期間内に、商標登録のための本法の要件を満たしたことを局長に認めさせなかった場合は、局長はその出願を拒絶しなければならない。

第 44 条 出願の放棄

(1) 出願人が、局長によって指定された期間内に、第 41 条に基づく通知に応答しなかった場合は、局長は、その出願を放棄されたものとして取り扱わなければならない。

(2) 出願が次に掲げる事件の結果を待っている場合は、局長は、その出願が(1)に基づいて放棄されたものとして取り扱ってはならない。

- (a) 先の出願に係る異議申立の手續、又は
- (b) 先の登録に係る抹消、取消又は無効の手續

第 45 条 出願の条件付受理又は拒絶の理由等は、出願人に通知されなければならない

局長は、出願人からその旨の請求を受けたときは、局長の決定理由及びその決定に到達するために使用した資料について書面をもって陳述しなければならない。

受理した出願についての公告

第 46 条 受理した出願についての公告

局長は、受理した出願が、所定の方法がある場合はそれに従って公告されるようにしなければならない。

副部 3 出願に対する異議申立

第 47 条 受理された出願に対する異議申立

(1) 人は所定の期間内に、かつ、所定の方法により、出願に対する書面による異議申立を局長宛に出すことができる。

(2) 異議申立書は、異議申立理由及び所定の事項についての陳述を含まなければならない。

(3) 局長は、異議申立書の写しを出願人に送付しなければならない。

第 48 条 出願人の反対陳述書

(1) 異議申立書の送付を受けた出願人は、所定の期間内に局長に対し、出願人がその出願に関して依拠している理由についての反対陳述書を送付しなければならない。

(2) 出願人が局長に対して所定の期間内に反対陳述書を送付しなかった場合は、出願人はその出願を放棄したものとみなされる。

(3) 出願人が局長に反対陳述書を送付した場合は、局長は、すべての異議申立人に反対陳述書の写しを送付しなければならない。

第 49 条 異議申立に関する局長の決定

局長は、

(a) その旨の請求を受けた場合は、当事者を聴聞し、かつ

(b) 証拠を審理し、かつ

(c) 商標を登録すべきか否か、また、登録に関して付すべき条件がある場合は、如何なる条件を付すかを決定しなければならない。

副部 4 商標の登録

第 50 条 如何なる場合に商標は登録されなければならないか

(1) (2)の規定に従うことを条件として、局長は商標を登録しなければならないものとする。ただし、局長がその商標についての登録出願を受理していること、及び

(a) 次に掲げる条件、すなわち、

(i) 第 47 条による異議申立が出されていないこと、又は

(ii) すべての異議申立手続は取り下げられているか、又はその手続において商標の登録を許可することを認める決定がされていること、

が満たされていること、及び

(b) 局長が出願の受理を取り消す意図を有していないこと、を条件とする。

(2) 局長は、登録出願日から6月が経過するまではその商標を登録してはならない。

第51条 登録に関する局長の義務

商標登録をしたときは、局長は、

- (a) 登録簿に実際の登録日及びみなし登録日を記載し、また
- (b) 出願人に対して登録証を交付し、また
- (c) 連続商標の登録出願の場合は、1登録において連続したものとしての商標を登録しなければならない。

第52条 局長は一定の事情においては遺言検認書又は遺産管理状の提出を免除することができる

(1) 局長は、所定の方法による申請及び所定の手数料の納付を受けたときは、遺言検認書又は遺産管理状の提出を命じることなく、次に掲げることを行うことができる。

- (a) 登録商標の所有者が、本法施行の前であるか後であるかを問わず、既に死亡している場合は、有資格者をその商標の所有者として登録すること
- (b) 出願人が、本法施行の前であるか後であるかを問わず、その商標の登録前に死亡している場合は、有資格者がその出願手続を完了するのを許可すること、及び、同人をその商標の所有者として登録すること

(2) 本条の規定に基づいて商標の所有者として登録されるすべての有資格者は、その商標に影響を及ぼす既存の利害関係及び衡平法上の権利のすべてに従うことを条件として、その商標を保持しなければならない。

(3) 1969年遺産管理法(Administration Act)第70条又は第73条の如何なる規定も、本条の規定を制限するものではない。

第53条 代替の登録証

局長は、次に掲げる条件が満たされる場合は、再交付登録証を発行することができる。

- (a) 所定の方法により、登録証の再交付申請がなされたこと、及び
- (b) 所定の手数料がある場合は、それが納付されたこと、及び
- (c) 登録証が紛失若しくは毀損されたことを局長が認めること、又は、それ以外に局長が再発行は便宜であると考えた事情がある場合

副部5 証明商標に関する追加事項

第54条 如何なる場合に証明商標の使用を規制する規則を提出しなければならないか

局長が証明商標の登録出願に関する決定をする前に、出願人は、局長の承認を得るために、証明商標の使用を規制する規則の草案を局長に提出しなければならない。

第55条 証明商標の登録出願についての審理

(1) 局長又は裁判所が証明商標の出願を取り扱うときは、局長又は裁判所の内の該当するものは、次に掲げる事項を審理しなければならない。

- (a) 第32条に基づき、出願に関連性のある事項、及び

- (b) その証明商標がそのような商標であると表示すべきであるか否かということ、及び
 - (c) 出願人は、登録しようとしている証明商標に係る商品又はサービスを証明する資格を有しているか否かということ、及び
 - (d) 規則草案が(2)に関して満足することができるものであるか否かということ、及び
 - (e) すべての事情を考慮して、出願されている登録が公共の利益になるか否かということ
- (2) (1) (d)の規定の適用上、規則は、
- (a) 所有者が次に掲げる事項、すなわち、
 - (i) 商品又はサービスを証明すること、及び
 - (ii) 商標の使用を許可することを、
- 如何なるときに行うかについての規定を含まなければならない、また
- (b) 局長が(事情に応じて)規則に挿入することを要求又は許可する前記以外の規定(例えば、所有者が規則に従って商品若しくはサービスを証明すること又はその商標の使用を許可することを拒絶したときに局長に不服申立をする権利)を、要求があったときは含まなければならない、許可があったときは含むことができる。

第 56 条 承認された規則は特許庁に寄託しなければならない

局長が規則草案を承認した後、登録証明商標の使用を規制する当該承認された規則が閲覧のために特許庁に寄託されなければならない。

副部 6 如何なる場合に商標は消滅するか

登録の存続期間

第 57 条 登録の存続期間

- (1) 本法に基づく商標登録の存続期間は、みなし登録日に始まる 10 年の期間、有効とする。ただし、商標の登録が存続期間の満了前に消滅したときは、この限りでない。
- (2) 本条は、最初に 1953 年商標法に基づいて登録された商標には適用しない。

登録の更新

第 58 条 登録の更新

商標登録は第 59 条に従い、その後の 10 年を単位とする期間について更新することができる。

第 59 条 商標登録の満了が差し迫っていることに関する通知

- (1) 局長は、登録商標の所有者から所定の方法により、所定の期間内に申請を受けたときは、その商標の登録を登録の満了日から更新しなければならない。
- (2) 商標登録が満了する前に、及び、所有者が(1)に基づく申請をしなかった場合は、局長は、所定の方法によりその所有者に対し、次に掲げる事項に関する通知を送付しなければならない。
 - (a) 商標登録の予定満了日、及び
 - (b) 登録更新の取得を可能にする上での基礎である手数料の納付その他の条件、及び

(c) 10 年期間の満了時に(b)に言及されている条件が満たされていない場合の登録の削除であって、登録簿への商標の回復に関して局長が指定する条件に従うことを条件とするもの

(3) 10 年期間の満了時に次に掲げる事情がある場合は、登録簿への商標の回復について局長が指定する条件に従うことを条件として、局長は、登録簿からその商標を削除しなければならない。

(a) 満了日の通知が(2)(a)の規定に基づいて送付されており、かつ

(b) (2)(b)に言及されている条件が満たされていないこと

第 60 条 更新手数料の不納により登録簿から削除された商標の地位

(1) 更新手数料の不納により削除された商標は、後の申請による登録可能性を決定するとき、登録商標の満了後 1 年間について考慮されなければならない。

(2) (1)は、局長が次に掲げる事項の何れかを認める場合は、適用しない。

(a) 削除された商標について、削除の直前の 2 年間においては、真正の使用がなかったこと、又は

(b) 削除された商標についての従前の使用を理由とする申請の対象である商標の使用によって、誤認又は混同が生じる虞がないこと

商標登録の自発的抹消

第 61 条 商標登録の自発的抹消

商標登録は、その登録に係る商品又はサービスの全部又は一部について所有者がそれを抹消することができる。

商標登録の強制的抹消又は変更

第 62 条 条件違反を理由とする商標登録の抹消又は変更

局長又は裁判所の内の何れか該当するものは、被害者からの申請に基づき又は局長の職権により、商標に関して登録簿に記載されている条件が遵守されなかったことを理由として、商標登録を抹消又は変更する命令を出すことができる。

第 63 条 証明商標登録の抹消又は変更

局長は、被害者からの申請に基づき又は局長の職権で、次に掲げる理由の何れかを基にして、証明商標に関する登録簿上の記載事項を抹消若しくは変更すべき旨、又は寄託されている使用規則を変更すべき旨を命じることができる。

(a) 所有者はもはや、証明標章の登録に係る商品又はサービスについて証明をする権限を有していないこと

(b) 所有者が、寄託した規則を遵守していないこと

(c) その商標を登録しておくことは公共の利益にならないこと

(d) 規則を変更することが公共の利益になること

第 64 条 団体商標登録の抹消又は変更

局長は、被害者からの申請に基づき又は局長の職権で、次に掲げる理由の何れかを基にして、登録簿上の団体商標に関する記載事項を抹消又は変更すべき旨を命じることができる。

- (a) それに係る共同団体が何れかの法律による非合法団体であること、又は
- (b) それに係る共同団体がもはや存在していないこと、又は
- (c) その商標を登録しておくことが公共の利益にならないこと

商標登録の取消

第 65 条 商標登録の取消申請

- (1) 被害者は、局長又は裁判所に対し商標登録についての取消申請をすることができる。
- (2) 局長又は裁判所は、濫訴である、商標登録の取消申請を拒絶することができる。

第 66 条 商標登録の取消理由

- (1) 商標登録は、次に掲げる理由の何れかを基にして取り消すことができる。
 - (a) 商標登録に係る取消申請日の 1 月前までに、商標がそのときの所有者によりその登録に係る商品又はサービスについてニュージーランドにおいて業として真正の使用がされなかった期間が、実際の登録日後、連続して 3 年以上経過していること
 - (b) (3) に定める場合を除き、商標の使用が中断なく 3 年間停止していること
 - (c) 所有者の行為又は無為の結果、商標がその登録に係る商品又はサービスについて一般公衆に使用される普通名称になっていること
 - (d) 次に掲げる事情があること、すなわち、
 - (i) それに係る物品若しくは物質が以前は特許に基づいて製造されていたか、又はそれに係るサービスが以前は特許方法であったこと、及び
 - (ii) 特許の満了から 2 年以上の期間が経過していること、及び
 - (iii) それに係る文言が物品、物質又はサービスについての単なる実用的な名称又は説明であること
 - (e) 商標登録に係る商品又はサービスについての所有者による又は所有者の同意を得た商標の使用の結果、商標が例えば、その商品又はサービスの性質、品質又は原産地等に関して公衆に誤認又は混同を生じさせる虞があること
- (2) ただし、(1) の規定に拘らず、不使用が商標所有者による制御の及ばない特殊事情によるものである場合は、その商標は、不使用を理由として取り消すことができない。
- (3) 商標登録は、その使用が前記 3 年期間の満了後であるが、取消申請が行われる前に開始又は再開された場合は、(1) (a) 又は (b) を理由として取り消してはならない。
- (4) (3) にいう使用の開始又は再開であって、前記 3 年期間の満了後であるが取消申請が行われる前 1 月以内でのものは、無視しなければならない。ただし、その開始又は再開の準備が、取消申請が行われるかもしれないことを商標所有者が知る前に始まっている場合は、この限りでない。

第 67 条 不使用を理由とする商標登録取消に関する立証責任

所有者又は使用権者が第 66 条(1) (a) 又は (b) に基づく商標登録の取消申請に異議申立をしよ

うとする場合は、所有者又は使用権者は、局長又は裁判所により指定された期間内に、
(a) 第 66 条(1) (a) 又は(b)の理由が申請の基礎となっているときは、商標使用の証拠を提出しなければならず、又は
(b) 第 66 条(2)が適用されるときは、商標の不使用を正当化する特殊事情を挙げなければならない。

第 68 条 商標登録の取消

(1) 取消理由が商標登録に係る商品又はサービスの一部のみに関して存在する場合は、取消は、それら商品又はサービスのみを対象とする。
(2) 商標登録が何らかの範囲で取り消される場合は、所有者の権利は、その範囲で、次に掲げる日に消滅する。
(a) 商標登録の取消申請日、又は
(b) 局長若しくは裁判所が商標登録の取消理由がそれより早い日に存在していたと認めるときは、その該当日

商標使用に関する権利の部分放棄

第 69 条 所有者による自発的な、商標に関する権利の部分放棄

商標の所有者は、商標の如何なる部分に関する排他的使用権も放棄することができる。

第 70 条 登録を取り消さないための条件としての、商標に関する権利の部分放棄

第 66 条(1) (c) 又は(d)に指定されている理由が存在している場合は、局長又は裁判所は、商標登録が取り消されないようにするための条件として、商標の所有者に何れかの商品又はサービスについての文言に関する排他的使用権を放棄するよう命じることができる。

第 71 条 公共の利益を理由とする、商標に関する権利の部分放棄

局長又は裁判所が、商標を登録簿に登録すべきであるか否か又は登録簿に残すべきであるか否かを決定するに当たり、そうすることに公共の利益があると考えられる場合は、局長又は裁判所は、それを登録簿に存在させる条件として、商標の所有者に対して次に掲げる事項を要求することができる。

(a) それに係る商標の何れかの部分について排他的使用の権利を放棄すること、又は
(b) 局長若しくは裁判所が登録に基づく所有者の権利を明確にするために必要であると考えられる前記以外の権利の部分放棄をすること

第 72 条 権利の部分放棄により影響を受ける権利

登録簿に記載される権利の部分放棄は、商標所有者の権利であって、権利についての当該部分放棄を行う対象である商標登録から生じるものに限って影響を及ぼす。

商標登録の無効

第73条 商標登録の無効

(1) 局長又は裁判所は、被害者(文化に関して被害を受けた者を含む)からの申請を受けたときは、商標登録を、その商標がみなし登録日において第2部にに基づき登録を受けることができなかった範囲で、無効であると宣言することができる。

(2) (1)の規定に拘らず、登録後に識別性を獲得した商標についての登録に関しては、その商標がみなし登録日において第18条(1)(b), (c), 又は(d)に基づき登録を受けることができなかった場合であっても、無効宣言をしてはならない。

(3) 局長又は裁判所の内の何れか該当するものは、濫訴である無効宣言申請を拒絶することができる。

第74条 無効宣言の効力

(1) 商標登録が何らかの範囲内で無効であると宣言された場合は、

(a) その商標は、その範囲内で、登録されなかったものとして取り扱われるものとし、かつ

(b) 局長は、それに応じて登録簿を変更することができる。

(2) 商標登録が無効であると宣言される前にその登録商標に関して行われた取引は、その有効性について影響を受けない。

第75条 商標登録の有効性に関する推定

商標登録は、みなし登録日から7年の満了後、次に掲げる条件に該当する場合を除き、有効であるとみなされる。

(a) 登録が詐欺により取得されたこと、又は

(b) その商標が、第17条(1)若しくは(2)に記載されている理由の何れかのために登録されるべきでなかったこと、又は

(c) 登録が第66条に記載されている理由の何れかに基づいて取り消すことができること

登録簿の更正

第76条 登録簿の更正又は訂正

(1) 利害関係を有する者は、登録簿における瑕疵又は遺漏についての更正を申請することができる。

(2) 登録簿の更正に関する申請は、局長又は裁判所の何れかに対してすることができる。

(3) 登録簿の更正に関する申請は、商標登録の有効性に影響を及ぼす事項に関しては、することができない。

(4) 登録簿に関する更正の効果は、局長又は裁判所が別段の指示をした場合を除き、瑕疵又は遺漏がなかったものとして取り扱われるということである。

副部 7 その他の事項

登録商標に関する変更

第 77 条 登録商標の変更は許可されない

登録商標の所有者は、実際の登録日後はその登録商標を変更することができない。

第 78 条 登録簿の変更

商標の実際の登録日後、局長は、次に掲げる事項をすることができる。

- (a) 商標に係る所有者又は使用権者の内の該当する者の請求により、所有者又は使用権者の登録簿上の名称又は宛先についての変更を許可すること
- (b) 商標所有者の請求により、商標登録に係るものから、その何れかの商品若しくはサービス、又は商品若しくはサービスが属する類を削除すること
- (c) 商標所有者の請求により、その商標に関する覚書であって、如何なる意味でもその商標の既存の登録によって与えられた権利を拡大しないものを記載すること

証明商標規則の変更

第 79 条 証明商標規則の変更

- (1) 局長は、登録証明商標の所有者から申請を受けたときは、証明商標の使用を規制する規則を変更することができる。
- (2) (1)の規定に基づいて申請した登録証明商標の所有者は、局長の承認を得るために、変更した規則の草案を局長に提出しなければならない。

第 80 条 規則に関する変更申請についての公告

- (1) 局長は、登録証明商標に係る規則についての変更申請を、所定の方法がある場合は、その方法によって公告させるようにしなければならない。
- (2) 指定された期間内に何人かが、同人は規則の変更に関する異議を申し立てる旨を局長に通知した場合は、局長は、当事者に聴聞を受ける機会を与えることなしには、申請についての決定をしてはならない。

譲渡又は移転

第 81 条 一定の譲渡又は移転に関する局長の証明

局長は、次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) 出願人による請求があった場合は、出願人の出願に関して提案されている譲渡又は移転が誤認又は混同を生じる虞があるか否かを述べる証明書を発行すること、又は
- (b) 登録商標の所有者による請求があった場合は、その商標に関して提案されている譲渡又は移転が誤認又は混同を生じる虞があるか否かを述べる証明書を発行すること

第 82 条 商標についての権原の登録

- (1) 商標は、登録に係る商品又はサービスの全部又は一部に関し、譲渡及び移転することができる。
- (2) 商標についての権原の譲渡又は移転を受ける者は、次に掲げる事項について局長に申請しなければならない。
 - (a) 譲渡又は移転が実際の登録日より後である場合は、同人の権原の登録をすること、又は
 - (b) 譲渡又は移転が実際の登録日より前である場合は、出願書類上の出願人の名称を変更すること
- (3) 実際の登録日後における譲渡又は移転の場合は、局長は、前記の者の権原の証明がされたときは、
 - (a) 同人を譲渡又は移転が効力を有する、商品又はサービスに関する商標の所有者として登録しなければならない、また
 - (b) 新所有者名義で代替の登録証を発行することができ、また
 - (c) 譲渡証書、移転証書、若しくは権原を証明するために提出されたその他の書類、又はそれら書類の謄本を公的記録としてファイルさせなければならない。
- (4) 出願の場合は、局長は、前記の者の権原の証明がされたときは、出願書類上の出願人の名称を変更し、かつ、譲渡証書、移転証書、若しくは権原を証明するために提出されたその他の書類、又はそれらの書類の謄本を公式記録としてファイルさせなければならない。

使用権者

第 83 条 使用権者登録の申請

- (1) 商標の所有者でない者は、次に掲げる事項に関し、条件を付して又は条件を付さないで、その商標の使用権者としての登録を受けることができる。
 - (a) 商標の登録に係る何れかの商品又はサービス
 - (b) 商標がまだ登録はされていないが、出願は既にされている場合は、出願に係る何れかの商品又はサービス
- (2) 人が商標の使用権者として登録を受けようとするときは、
 - (a) 商標の所有者及び予定使用権者が、局長に所定の方法により申請しなければならない、また
 - (b) 商標の所有者、又は所有者の代理として手続をとることを委任され、かつ、局長により承認された者が、商標の使用権者として登録を受けようとしている者は使用権者として登録を受ける権利を有する旨の法定宣言書を作成しなければならない、また
 - (c) 商標の所有者は、局長に対してその法定宣言書を提出しなければならない。
- (3) 局長は、法定宣言書を公的記録としてファイルしなければならない。

第 84 条 使用権者登録

商標の所有者及び予定されている使用権者が第 83 条(2)の要件を満たしたときは、局長は、予定されている使用権者を、同項に基づく申請に係る商品又はサービスに関し、商標使用権者として登録しなければならない。

第 85 条 商標使用の権利の譲渡又は移転

本法の如何なる規定も、使用権者が商標使用の権利を譲渡又は移転することを妨げるものではない。

第 86 条 使用権者登録の変更

局長は使用権者としての人の登録を、登録に係る商標の所有者からの所定の方法による申請に基づき、それが有する効力又はそれが服すべき条件に係る商品又はサービスに関して変更することができる。

第 87 条 使用権者登録の抹消

(1) 次に掲げる事情においては、局長は商標についての使用権者としての人の登録を抹消しなければならない。

(a) 第 83 条(1)(a)に基づく使用権者としての登録の場合は、その商標がもはや登録されていないとき

(b) 第 83 条(1)(b)に基づく使用権者としての登録の場合は、その出願が取り下げられ、放棄され又は拒絶されたとき

(2) 次に掲げる事情においては、局長は商標についての使用権者としての人の登録を抹消することができる。

(a) 局長が、第 83 条(1)に記載されている、商標の所有者と使用権者との間の関係が現存している旨の通知を、局長が指定した期間内に受領しなかったとき、又は

(b) 商標の所有者又は使用権者からの所定の方法による書面の申請があったとき、又は

(c) 次に掲げる理由の何れかに基づく何人かの書面による申請があったとき

(i) 使用権者が商標を次に掲げる形態で使用したこと

(A) 許可されていない方法、又は

(B) 誤認又は混同を生じさせる方法、又は

(C) 誤認又は混同を生じる虞がある方法

(ii) 所有者又は使用権者が登録出願において重大な事実の一部を不実表示したか若しくは開示しなかったこと、又は登録日以来事情が著しく変化していること

(iii) その履行に申請人が利害関係を有する契約により申請人に付与された権利を考慮したとき、その登録は行われるべきでなかったこと

第4部 訴訟手続

副部1 権利侵害に対する民事手続

本法が他の権利に及ぼす影響

第88条 本法が他の権利に及ぼす影響

本法の如何なる規定も次に掲げるものに影響を及ぼさない。

- (a) 詐称通用(passing off)に関する法律、又は
- (b) 1986年公正取引法に基づく権利、又は
- (c) 1994年地理的表示法に基づく権利

権利侵害となる行為

第89条 同一又は類似の標識が業として使用された場合の権利侵害

(1) 人が何れかの登録商標に関し、それを使用する権利を有せず、かつ、業として、次に掲げる標識を使用したときは、当該人はその登録商標を侵害する。

- (a) その商標の登録に係る商品又はサービスの何れかに関して、登録商標と同一である標識、又は
 - (b) その商標の登録に係る商品又はサービスの何れかに類似する商品又はサービスに関して、登録商標と同一である標識。ただし、その使用が誤認若しくは混同を生じる虞があることを条件とする。又は
 - (c) その商標の登録に係る商品又はサービスの何れかと同一又は類似の商品又はサービスに関して、登録商標と類似する標識。ただし、その使用が誤認若しくは混同を生じる虞があることを条件とする。又は
 - (d) その商標の登録に係る商品又はサービスの何れとも類似していない商品又はサービスに関して、登録商標と同一若しくは類似の標識。ただし、その商標がニュージーランドにおいて周知であり、かつ、その標識の使用がその商標の識別性又は名声を不当に利用するか若しくはそれに対して有害であることを条件とする。
- (2) (1)の規定は、その標識が、その標識の使用が商標の使用であると受け取られる虞のある方法で使用される場合に限り、適用する。
- (3) 第92条から第98条までは、本条に優先する。

第90条 契約上の一定の義務を守らない場合の権利侵害

- (1) 次に掲げる事情においては、登録商標の権利が侵害される。
- (a) 商品の購入者又は所有者と登録商標の所有者又は使用権者とは、その商品の購入者又は所有者が、その商品に関し、(2)に記載する何れの行為も実行しないことを要求する書面による契約を締結しており、かつ
 - (b) そのときの商品所有者が、
 - (i) 契約義務を認知しており、かつ
 - (ii) 業として、又は業として当該商品を取り扱う目的で、それらの行為の何れかを実行する

か又は許可し、かつ

(iii) 契約義務についての通知を受ける前に、有価かつ善意で当該商品を購入しておらず、かつ

(iv) (iii)が適用される所有者の権原の承継人でない場合

(2) (1)において言及した行為とは、次のことである。

(a) 商品の状態、外装、若しくは包装が契約に指定されている形に変更された後での、その商品への商標の利用

(b) 商標が商品に付されている場合において、

(i) 商標の変更、一部除去又は一部抹消

(ii) その商品への他の商標の利用

(iii) 商品に対する、商標の評判に害を与える虞のある文面資料の追加

(c) 商標が商品に付されており、かつ、所有者又は登録使用権者とその商品との間の業としての関連を示す他の事項もその商品に表示されている場合において、商標の除去又は抹消。その場合、それが、全部であるか一部であるかを問わない。

第 91 条 権利侵害が会社名の使用から生じたということは抗弁ではない

商標に関する権利侵害訴訟において、権利侵害が会社の登録に係る名称の使用から生じたということは抗弁ではない。

権利侵害にならない行為

第 92 条 商標が登録によって保護されない状況において使用される場合の権利の不侵害

登録商標は、登録簿に記載されている、商標に関する条件を考慮したとき、登録の効力が及ばないことになる方法による又は状況においての商標の使用によっては侵害されない。

第 93 条 2 以上の同一又は類似の登録商標が使用される場合での権利の不侵害

登録商標は、他の商標の登録に係る商品又はサービスに関する当該他の登録商標の使用によっては侵害されない。

第 94 条 登録商標に関する比較広告は権利侵害にならない

比較広告のための登録商標の使用によっては、その登録商標の権利は侵害されないが、ただし、工業的又は商業的事項に関する誠実な慣行に従っていない使用は、その使用が正当な理由なく、当該商標の識別性又は名声を不正に利用するか又はそれを害する場合は、当該商標を侵害するものとして取り扱わなければならない。

第 95 条 善意の慣行は侵害にならない

人が工業的又は商業的事項に関する誠実な慣行に従って次に掲げるものを使用した場合は、当人は登録商標を侵害しない。

(a) 当人の名称又は当人の事業所の名称、又は

(b) 当人の営業上の前任者の名称又は当人の前任者の営業所の名称、又は

(c) 次のものを表示する標識

- (i) 商品又はサービスの種類、品質、用途、価格、原産地、若しくはその他の特徴、又は
- (ii) 商品生産若しくはサービス提供の時期

第 96 条 無登録商標の一定の継続的使用は侵害にならない

(1) 登録商標(「商標 A」)は、次に掲げる事情においては、無登録商標(「商標 B」)の使用によって侵害されない。

(a) 商標 B は、商標 A と同一であるか又は類似しており、かつ、商標 A の登録に係る商品又はサービスと同一であるか又は類似している何れかの商品又はサービスについて使用されており、かつ

(b) 商標 B が、その所有者若しくは所有者の権原の前任者により継続して使用され、かつ、次に掲げる日の内の何れか早い方より前に、業としてそれらの商品又はサービスについて使用されていた場合

(i) 商標 A についてのニュージーランドにおける登録出願日、又は

(ii) 商標 A がその所有者により最初に使用された日

(2) 本法の如何なる規定も、登録商標の所有者に対して、次に掲げる行為をする権利を付与するものではない。

(a) その登録商標と同一又は類似の商標の他人による使用であつて、当該他人又は登録商標の所有者の権原上の前任者が 1994 年商標改正法の施行より前である日からその商標を継続して使用していた商品又はサービスに関するものについて、その使用を妨げ若しくは抑止すること。ただし、前記の日以前において、当該他人によるその商標の使用が、登録によって与えられた、最初に述べた商標についての使用権を侵害していなかったことを条件とする。又は

(b) (使用が証明された場合において)当該他人が、それらの商品若しくはサービス、又はそれと類似する商品若しくはサービスに関し、同一又は類似の商標について登録簿に記載されることに異論を唱えること

第 97 条 業として一定の関連がある場合は侵害にならない

商標であつて、

(a) 商品に関して登録されているものは、その所有者又は使用権者と業として関連している同一又は類似の商品についてのその商標の使用によっては侵害されない。ただし、それらの商品又はそれらが構成する主な部分に関して、

(i) 所有者又は使用権者がその商標を使用し、その後それを除去若しくは抹消しないであるか、又は

(ii) 所有者又は使用権者がその商標の使用に同意していることを条件とする。又は

(b) 商品に関して登録されているものは、権利を侵害することなくその商標が使用されているか又は使用することができる他の商品又はサービスに関して、その一部を構成するように若しくはその付属品となるように適応させられている、又はそれらと共に若しくは関連して供給することが意図されている同一若しくは類似の商品についてのその商標の使用によっては侵害されない。ただし、次に掲げる事項を条件とする。

(i) その商標の使用が、その商品について前記のように適応させられ又は意図されていることを表示するために合理的に必要なこと、及び

(ii) 商標使用の目的又は効果がその所有者及び使用権者と当該商品との間の業としての関連のみを表示することであること

(c) サービスに関して登録されたものは、権利を侵害することなくその商標が使用されているか又は使用することができる商品又は他のサービスと共に又はそれに関連して提供することが意図されている同一若しくは類似のサービスについてのその商標の使用によっては侵害されない。ただし、次に掲げる事項を条件とする。

(i) その商標の使用が、サービスについて前記のように提供することが意図されていることを表示するために合理的に必要であること、及び

(ii) 商標使用の目的又は効果が所有者及び使用権者と当該サービスとの間の業としての関連のみを表示することであること

第 97A 条 登録商標によって与えられる権利の消尽

登録商標は、登録商標の所有者により又はその明示若しくは黙示の承諾を得て、その商標の下に世界中の何れかの市場に出された商品に関するその商標の使用(宣伝目的での使用を含む)によっては侵害されない。

第 98 条 如何なる場合に所有者又は使用権者は登録商標の使用を承諾しているか

(1) 第 97 条(a)の適用上、所有者若しくは使用権者による商標の使用に関する協定を、当該所有者若しくは使用権者が締結している相手方が、その使用を承諾している場合は(その承諾に何らかの条件が付されているか否かを問わない)、所有者又は使用権者は、商標の使用に同意しているものとみなされる。

(2) (1)の規定は、1981 年医薬品法第 32A 条の規定に基づいて政府が輸入した医薬品に関する商標の使用に限り適用する。

如何なる場合に侵害訴訟は提起することができるか

第 99 条 無登録商標については侵害訴訟を提起することができない

何人も無登録商標についての侵害を防止し又は侵害に対する損害を回収する訴訟を提起することはできない。

第 100 条 登録商標についての侵害訴訟を提起することができる時期

登録商標の所有者は、次に掲げる事情において、登録商標についての侵害訴訟を提起することができる。

(a) その登録出願が第 36 条に基づく優先権を有する登録商標に関しては、侵害が、その商標の登録に関するニュージーランドにおける出願日以後に発生した場合、又は

(b) 他のすべての登録商標に関しては、侵害がその商標のみなし登録日以後に発生した場合

登録商標の侵害に対する救済を申請することができるのは誰か

第 101 条 登録商標の侵害に対する救済を申請することができるのは誰か

登録商標の所有者又は、団体商標の場合は、共同団体の代理として手続をする 1 又は 2 以上

の構成員は、商標が侵害されたとき、裁判所に救済を申請することができる。

第 102 条 使用権者は登録商標の所有者に訴訟提起を請求することができる

当事者間の合意に従うことを条件として、登録商標の使用権者はその登録商標の所有者に対し、登録商標の侵害行為を防止するための訴訟を提起するよう請求することができる。

第 103 条 登録商標の所有者が訴訟を提起しなかった場合の成り行き

登録商標の所有者が、使用権者が所有者に訴訟を提起するよう請求してから 2 月以内に訴訟を提起することを拒絶したか又は無視した場合は、使用権者は、使用権者が所有者であるものとして使用権者自身の名義で侵害に対する訴訟を開始することができる。

第 104 条 使用権者が訴訟を開始した場合の成り行き

使用権者が第 103 条に基づいて訴訟を開始した場合は、

- (a) 所有者はその訴訟の被告となるが、
- (b) 所有者がその訴訟で抗弁する場合を除き、費用を負担する義務を負わない。

正当化されない訴訟

第 105 条 正当化されない訴訟

(1) 人が登録商標の侵害を主張する訴訟を提起した場合は、裁判所は、提起された訴訟の相手方からの申請に基づいて、次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) 訴訟の提起は正当化されない旨を宣言すること
 - (b) 提起された訴訟の相手方が被った損害に対する賠償金の支払命令を出すこと
- (2) 裁判所は、訴訟を提起した者が、訴訟提起に係る行為がその商標の侵害を構成したこと、又は、その行為が行われていれば、侵害を構成していたであろうことを立証した場合は、本条に基づく救済を付与してはならない。
- (3) 本条の規定は、ニュージーランド高等裁判所の法廷弁護士又は事務弁護士に対し、その職業的資格において依頼人のために行った行為に関し、本条に基づく訴訟についての責任を課すものではない。

侵害行為に対して取得することができる救済の種類

第 106 条 登録商標の侵害に対して取得することができる救済の種類

裁判所に救済を求める申請がされた場合には、裁判所が付与することができる救済は次に掲げる事項を含む。

- (a) 裁判所が適当と考える条件に基づく差止命令
- (b) 損害賠償又は利益の返還

第 107 条 団体商標の侵害に対する損害賠償

団体商標の侵害に対する損害賠償を請求する場合において、団体商標を所有する共同団体(又は共同団体の代理として訴訟を提起する 1 若しくは 2 以上の構成員)は、侵害行為の結果とし

て構成員が蒙った又は構成員に生じた損害若しくは利益の喪失を考慮することができる。

第 108 条 違反標識の消去等に関する命令

(1) 人が、登録商標を使用する排他的権利を侵害した場合は、裁判所は、同人に対して次に掲げる行為を要求する命令を出すことができる。

(a) 同人が所持、保管又は管理している侵害商品、侵害素材又は侵害物体から違反標識を消去、除去又は抹消すること、又は

(b) 違反標識を消去、除去又は抹消することが合理的にみて実行可能でない場合は、侵害商品、侵害素材又は侵害物体を破棄すること

(2) (1)の規定に基づく命令が遵守されないか又は裁判所にその命令が遵守されない虞があると思われる場合は、裁判所は侵害商品、侵害素材又は侵害物体を裁判所が指示する者に引き渡させ、次に掲げる行為を実行させる命令を出すことができる。

(a) 侵害商品、侵害素材又は侵害物体から違反標識を消去、除去又は抹消すること、又は

(b) 違反標識を消去、除去又は抹消することが合理的にみて実行可能でない場合は、侵害商品、侵害素材又は侵害物体を破棄すること

民事訴訟手続における引渡命令

第 109 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体についての引渡命令

(1) 裁判所は、他人が所持しているか又は裁判所に提出されている侵害商品、侵害素材又は侵害物体を、登録商標の所有者又は裁判所が適当と考えるそれ以外の者に引き渡すよう命令することができる。

(2) 次の場合を除き、本条に基づく命令を出すことはできない。

(a) 裁判所が第 110 条に基づく命令を出す場合、又は

(b) 裁判所にとって、同条に基づく命令を出すべき理由があると思われる場合

(3) 本条に基づいて出された命令に基づいて侵害商品、侵害素材又は侵害物体の引渡を受けた者は、第 110 条に基づく命令が出されていない場合は、それらを次に掲げる時まで保持しなければならない。

(a) 同条に基づく命令の発出、又は

(b) 同条に基づく命令を発出しない旨の決定

(4) 本条の規定は、裁判所の他の権限に影響を及ぼさない。

第 110 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体についての処分命令

第 109 条に基づく命令に基づいて引き渡された侵害商品、侵害素材又は侵害物体を次の通りに処理する命令を出すよう、裁判所に申請することができる。

(a) 没収して、登録商標の所有者又は裁判所が適当と考えるそれ以外の者に引き渡すこと、又は

(b) 破棄するか、又は他裁判所が適当と考えるそれ以外方法で処分すること

第 111 条 裁判所が考慮すべき事項

第 110 条に基づいて出す命令がある場合に、如何なる命令を出すべきであるかを検討すると

きは、裁判所は、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

(a) 登録商標を使用する排他権の侵害に関して適用可能な他の救済措置が、次に掲げる者に対して補償し又はその利益を保護する上で適切であるか否かということ

(i) 登録商標の所有者

(ii) 登録商標について使用権者がいる場合は、その使用権者、及び

(b) 侵害物品、侵害素材又は侵害物体が次に掲げる者に悪影響を及ぼす方法で処分されないようにすることの必要性

(i) 登録商標の所有者

(ii) 登録商標について使用権者がいる場合は、その使用権者

第 112 条 送達に関する指示

裁判所は、第 110 条に基づく申請の対象である侵害商品、侵害素材又は侵害物体に利害関係を有するすべての者に対して通知の送達を求める指示を出さなければならない。

第 113 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体に利害関係を有する者の権利

第 110 条に基づく申請が関係する侵害商品、侵害素材又は侵害物体に利害関係を有するすべての者は、次に掲げる行為をする権利を有する。

(a) 当人が通知の送達を受けたか否かに拘らず、同条に基づく命令を求める訴訟手続に出席すること、及び

(b) 当人が訴訟手続に出席したか否かに拘らず、発出された命令について上訴すること

第 114 条 第 110 条に基づく命令は何時、効力を発生するか

第 110 条に基づく命令は、次に掲げる事項の何れかが生じたときに、その効力が発生する。

(a) 上訴通知をすることができる期間の満了、又は

(b) 上訴に関する手続についての最終決定又は放棄

第 115 条 侵害商品、侵害素材又は侵害物体に 2 以上の者が利害関係を有する場合におけるその他の裁判所命令

2 以上の者が第 110 条に基づく申請が関係する侵害商品、侵害素材又は侵害物体に利害関係を有する場合は、裁判所は次に掲げることを行うことができる。

(a) 侵害商品、侵害素材又は侵害物体について売却その他の処理をし、その売上金を配分するよう指示すること、及び

(b) 裁判所が適当と考える他の命令を出すこと

第 116 条 第 110 条に基づく命令が出されなかった場合の状態

裁判所が第 110 条に基づく命令を出さない旨の決定した場合は、引渡し前に侵害商品、侵害素材又は侵害物体を所持、保管又は管理していた者は、その返還を受ける権利を有する。

副部 2 刑事訴訟

序

第 117 条 如何なる場合に刑事訴訟は開始することができるか

- (1) 第 120 条から第 124 条までの何れかに対する罪であって、関係する商標の実際の登録日より前に行われたものについては、訴訟を提起することができない。
- (2) 1957 年略式手続法第 14 条に拘らず、第 120 条から第 124 条までの何れかに対する罪は、告訴事項発生後 3 年以内においては何時でも告訴することができる。

第 118 条 1985 年刑罰法の適用

人が第 120 条から第 124 条までの何れかに対する罪で有罪の判決を受け、その罪が利益の造成又は利得を伴う事情で行われていた場合は、

- (a) その犯罪は、1985 年刑罰法(Criminal Justice Act)第 22 条(1)(b)の適用上、財産の損失を生じさせたものとみなし、また
- (b) それに応じて賠償刑の宣告に関する同法の規定を適用する。

第 119 条 法人役員の実任

法人が第 120 条から第 124 条までの何れかに対して有罪の判決を受けた場合は、その法人のすべての役員及び経営に関与するすべての者は、次に掲げる事項が証明されたときは、有罪とする。

- (a) 罪を構成する行為が前記の者の委任、許可又は承諾を得て行われたこと、及び
- (b) 同人が、
 - (i) その罪が犯されることになるか又は犯されつつあることを知っていたか、又は知っていたと合理的に予想され、かつ
 - (ii) それを防止又は阻止するためのすべての合理的措置を取ってはいなかったこと

罪及び刑罰

第 120 条 登録商標を偽造する罪

- (1) 本人若しくは他人のために利益を得る、又は何れかの者に損害を与える意図をもって登録商標を偽造したすべての者は、有罪である。
- (2) (1)の規定の適用上、人が登録商標の所有者の承諾を得ることなしに、故意に次に掲げる行為をした場合は、同人は登録商標を偽造する。
 - (a) 登録商標と同一又は類似の標識であって、誤認を生じる虞があるものを作成すること、又は
 - (b) 真正の登録商標を変造すること。その方法は、変更、付加、抹消、一部除去又はそれ以外であるか否かを問わない。

第 121 条 商品又はサービスについて登録商標の虚偽の使用をする罪

- (1) 商品又はサービスについて登録商標の虚偽の使用をしたすべての者は、有罪である。

(2) 本条及び第 124 条の適用上、次に掲げる事情があるときは、人は商品又はサービスについて登録商標の虚偽の使用をしたものとする。

(a) 登録商標の所有者の承諾を得ることなしに、当人が故意に、その登録商標又は当人がその商標と誤認される虞があることを知っている標識を商品又はサービスについて使用すること、及び

(b) 商品についての使用の場合は、当人が、その商品は登録商標の所有者又は使用権者の真正商品でないことを知っていること

(3) 本条及び第 124 条の適用上、次に掲げる事情があるときは、商標が商品又はサービスについて使用されているものとする。

(a) 商標が標識として、又はテレビ広告を含む広告において、又は送り状、ワインリスト、カタログ、営業用書簡、営業用紙、価格表、若しくはその他の商用書類において使用されること、及び

(b) 前記の通り使用された商標を参照した請求若しくは注文に従い、その事情に応じ、人に対して商品が引き渡されるか、サービスが提供されること

(4) 本条及び第 124 条の適用上、標識が次に掲げる条件に該当しているときは、その標識は商品又はサービスについて使用されているものとする。

(a) 商品自体に使用されること、又は

(b) カバリング、ラベル、リール又は、物であって、取引又は製造のために、その中に入れて又はそれと共に商品が販売され、展示され又は所持されるものに使用されること、又は

(c) 他人に、その標識は商標に係る商品又はサービスについての言及、説明又は指定であると信じさせる虞のある方法で使用されること

(5) (4) (b) の規定の適用上、

「カバリング」は、栓、コップ、瓶、容器、箱、カプセル、ケース、枠又は包装材料を含み、「ラベル」は、帯(バンド)又は下げ札(チケツト)を含む。

第 122 条 登録商標等の複製を作成するための物体を作成する罪

登録商標又は標識であって、登録商標と誤認される虞があるものの複製を作成するために特に設計又は適合させられた物体を、第 120 条又は第 121 条の規定に対する違反行為をするために又はそれをする過程において使用する意図をもって作成したすべての者は、有罪である。

第 123 条 登録商標等の複製を作成するための物体を所持する罪

法的許可又は免責無しに、次に掲げる行為をしたすべての者は有罪である。

(a) 登録商標又は標識であって登録商標と誤認される虞があるものの複製を作成するために特に設計又は適合させられた物体を所持、保管又は管理すること、及び

(b) 前記の物体を第 120 条又は第 121 条の規定に対する違反行為をするために又はそれをする過程において使用しようとする事

第 124 条 登録商標が虚偽の使用をされている商品を輸入又は販売等をする罪

次に掲げる行為をしたすべての者は、有罪である。

(a) 登録商標が虚偽の使用をされていることを当人が知っている商品を、取引又は製造のためにニュージーランドに輸入すること、又は

(b) 登録商標が虚偽の使用をされていることを当人が知っている商品を、販売するか又は販売のために展示すること、又は

(c) 登録商標が虚偽の使用をされていることを当人が知っている商品を、取引又は製造のために所持すること

第 125 条 罪に対する刑罰

有罪判決を受けたすべての者には、

(a) その罪が第 120 条又は第 121 条又は第 122 条又は第 123 条の規定に対するものであるときは、次に掲げる刑罰が科せられる。

(i) その犯罪が関係する個々の商品又はサービスについて 10,000 ドル以下、ただし、同一取引に関し 150,000 ドル以下の罰金、若しくは

(ii) 5 年以下の禁固、又は

(b) その罪が第 124 条の規定に対するものであるときは、次に掲げる刑罰が科せられる。

(i) 150,000 ドル以下の罰金、若しくは

(ii) 5 年以下の禁固

刑事手続における引渡命令

第 126 条 刑事手続における引渡命令

第 122 条から第 124 条までの何れかの規定に対する罪を犯した者を相手とする訴訟が提起された裁判所は、被告の逮捕又は告訴の時に次に掲げる事情があったと認めた場合は、商品又は物体を、登録商標の所有者又は裁判所が指示するそれ以外の者に引き渡すよう命令することができる。

(a) 被告が業として商品を所持、保管又は管理しており、当該商品に、

(i) 偽造された登録商標が使用されていたか、若しくは

(ii) 商標又は標識であって誤認若しくは混同を生じる虞がある程に登録商標に類似しているものが使用されていたこと、又は

(b) 被告が、特定の商標を偽造するために特に設計され又は適合させられた物体を所持、保管、又は管理しており、その物体が業としての使用のために商標を偽造する目的で使用されているか又は使用される予定であったことを知っていたこと

第 127 条 如何なる場合に引渡命令は出すことができるか

(1) 命令は、

(a) 裁判所がその職権で又は訴追請求があったときに、第 126 条に基づいて出すことができ、また

(b) 被告が有罪判決を受けているか否かに拘らず出すことができるが、

(c) 裁判所にとって、第 128 条に基づく命令が出される見込みがないと思われるときは、出すことができない。

(2) 第 126 条に基づいて出された命令に基づいて商品又は物体の引渡を受けた者は、第 128 条に基づく命令の発出又は命令を発出しない旨の決定がされるまでの間、その商品又は物体を保持しなければならない。

第 128 条 引渡命令が出された商品又はその他の物体についての処分命令

第 126 条に基づいて出された命令に基づいて引き渡された商品又は物体に関し、裁判所に次に掲げる命令を出すよう申請することができる。

- (a) 登録商標の所有者に没収されること、又は
- (b) 破棄又は裁判所が適当と考えるそれ以外の処分がされること

第 129 条 裁判所によって考慮されるべき事項

第 128 条に基づいて命令を出すとするれば如何なる命令を出すべきであるかということを審理するときは、裁判所は、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (a) 登録商標の偽造又は虚偽の使用に対する訴訟において可能な他の救済が、登録商標の所有者に補償するか又はその利益を保護する上で十分であるか否か、及び
- (b) 侵害商品が登録商標の所有者に悪影響を及ぼさない方法で処分されるようにすることの必要性

第 130 条 送達の指示

裁判所は、第 128 条に基づく申請の対象である商品又は他の物体について利害関係を有するすべての者に対して通知の送達を求める指示を与えなければならない。

第 131 条 商品又は他の物体に利害関係を有する者の権利

第 128 条に基づく申請の対象である商品又はその他の物体について利害関係を有するすべての者は、次に掲げる事項についての権利を有する。

- (a) 同条に基づく命令の発出を求める法的手続に出席すること。この場合、同人が通知の送達を受けているか否かを問わない。及び
- (b) 命令が出されたときは、その命令に対して上訴すること。この場合、同人がその手続に出席していたか否かを問わない。

第 132 条 如何なる場合に第 128 条に基づく命令は効力を生じるか

第 128 条に基づいて出された命令は、次に掲げる時点の何れかにおいて効力を生じる。

- (a) 上訴の通知をすることができる期間の終了時、又は
- (b) (上訴の通知が前記期間の終了前にされた場合は) 上訴手続に関する最終決定又はその手続の放棄の時

第 133 条 商品又は他の物体に 2 以上の者が利害関係を有するときのその他の裁判所命令

第 128 条に基づく申請が関係する商品又は他の物体に 2 以上の者が利害関係を有する場合は、裁判所は、次に掲げることをすることができる。

- (a) その商品又は物体について売却その他の処理をし、かつ、その収益を分配するよう指示すること、及び
- (b) 裁判所が適当と考える他の命令を出すこと

第 134 条 第 128 条に基づく命令が出されなかった場合の状態

裁判所が第 128 条に基づく命令を出さない旨の決定をした場合は、引渡し前に商品又は他の

物体を所持，保管又は管理していた者は，その返還を受ける権利を有する。

副部 3 国境保護措置

解釈

第 135 条 解釈

この副部及び第 204 条においては，文脈上別段の解釈を必要とするときを除き，次のとおり取り扱うものとする。

「税関長」は，1996 年関税法 (Customs and Excise Act) 第 2 条 (1) におけるものと同一の意味を有する。

「権利主張者」は，第 137 条の規定に基づく通知を出す者を意味する。

「税関による管理」は，1996 年関税法第 20 条における場合と同一の意味を有する。

「税関職員」は，1996 年関税法第 2 条 (1) における場合と同一の意味を有する。

「侵害標識」は，次に掲げる条件に該当する標識を意味する。

(a) 第 137 条に基づいて出されている通知に係る商標と同一であって，その商標の登録に係る商品と同一である商品上に又はその商品との物質的關係において使用されているもの，又は

(b) 前記の商標と同一であり，その商標の登録に係る商品に類似している商品上に又はその商品との物質的關係において使用されているもの。ただし，その使用が誤認若しくは混同を生じさせる虞がある場合に限る。又は

(c) 前記の商標に類似しており，その商標の登録に係る商品と同一若しくは類似の商品上に又はそれとの物質的關係において使用されているもの。ただし，その使用が誤認若しくは混同を生じさせる虞がある場合に限る。

侵害標識についての通知

第 136 条 第 137 条から第 141 条までの適用

第 137 条から第 141 条までの規定は，外国において商品に適用された侵害標識であって，侵害標識が関連している商標の所有者により又は当該所有者の使用許諾を得て使用されているものには適用しない。

第 137 条 税関長に通知することができる

登録商標の所有者である者は，税関長に対し書面をもって，次に掲げる内容の通知を出すことができる。

(a) 本人が，その通知において指定した商品に関して登録されている商標の所有者であることを主張すること，及び

(b) 税関長に対し，商品であって，その上に又はそれとの物質的關係において侵害商標が使用されており，現に税関の管理下にあるか，そのうち管理下に入るものを留置するよう請求すること

第 138 条 通知の内容

- (1) 第 137 条に基づく通知は、
- (a) その請求を裏付ける所定の明細を含み、かつ
 - (b) 当該通知の有効期間を指定しなければならない。
- (2) (1) (b)にいう期間は、次の通りでなければならない。
- (a) その通知の日から 5 年以下、又は
 - (b) その通知が関係する商標の登録がその通知の日から 5 年以内に満了する場合は、現在の登録が存続する期間を上回らないこと

第 139 条 税関長は通知を受理又は拒絶しなければならない

- 税関長は、第 137 条に基づく通知について、
- (a) 次に掲げる事項、すなわち、
 - (i) 権利主張者、及び権利主張者によってされた通知が本条及び規則の要件を満たしているときは、その通知を受理すること、又は
 - (ii) 権利主張者、又は権利主張者によってなされた通知が本条及び規則の要件を満たしていないときは、その通知を拒絶すること、の何れかを行わなければならない、かつ
 - (b) 通知を受領してから合理的な期間内に、権利主張者に対し、その通知を受理したか又は拒絶したかを連絡しなければならない。

第 140 条 受理された通知の有効期間

- 第 139 条に基づいて受理された通知は、その通知において指定された期間について有効とする。ただし、次に掲げる条件が該当するときは、この限りでない。
- (a) その通知が、権利主張者による書面による通知によって撤回されること、又は
 - (b) 裁判所が第 153 条に基づく手続において、その通知が取り消されるよう命令すること

第 141 条 使用権者は通知を要求することができる

- (1) 登録商標の使用権者とその商標の所有者との間の協定に従うことを条件として、使用権者は所有者に対し、その商標に関して第 137 条に基づく通知をするよう要求する権利を有する。
- (2) 所有者が前記の要求を受けてから 2 月以内に通知を出すことを拒絶又は無視した場合は、使用権者は、同人が所有者であるものとして、同条の項目に基づく通知をすることができる。

侵害標識について通知がされた場合の調査

第 142 条 第 143 条から第 146 条までの適用

第 143 条から第 146 条までの規定は、個人としての及び家庭での使用のために輸入された商品には適用しない。

第 143 条 調査をする旨の決定

税関長は、次に掲げる条件が満たされるときは、商品が侵害標識に関する通知に係る商

品と思われるか否かを確定するために調査をすることができる。

(a) 第 139 条に基づいて受理された通知が有効であること、及び

(b) 税関長が、輸入された商品であって税関の管理下にあるものが当該通知に係る商品である可能性があると考えること

第 144 条 権利主張者は調査のための情報を提供すべきこと

税関長は第 143 条に基づく調査のために、権利主張者又はその商品に利害関係を有していると税関長が考えるそれ以外の者に対し、税関長が要求する情報を、提出要求を受けた日から 10 就業日以内に提供するよう要求することができる。

第 145 条 情報提供の要求に関する制限

(1) 税関長は、税関長が第 143 条に基づく調査のために合理的に必要である考える場合を除き、何人に対しても第 144 条に基づく情報の提供を要求してはならない。

(2) 第 144 条に基づく情報の提供を命じられた者は、その情報の提供に関し、証人が裁判所において有するものと同一の特権を有する。

(3) 人が、第 144 条に基づいて税関長が要求する情報の提供を拒絶するか又は履行しない場合は、税関長は、(2)の規定に従うことを条件として、第 143 条に基づく見解の形成又は第 146 条に基づく決定の作成に際し、その拒絶又は不履行を考慮することができる。

税関長の決定

第 146 条 税関長の決定

税関長が調査を行うか否かに拘らず、税関長は、第 143 条に基づいて見解を形成する合理的な期間内に、商品が侵害標識に関する通知に係る商品であると思われるか否かを決定しなければならない。

第 147 条 決定の通知

税関長が第 146 条に基づく決定をしたときは、税関長は、送達をするために合理的に必要な期間内に、その決定についての通知が書面により次に掲げる者に送達されるようにしなければならない。

(a) 権利主張者、及び

(b) それ以外の者であって、税関長にとって前記の商品に利害関係を有すると思われる者

第 148 条 通知不送達の結果

第 149 条に基づく商品の留置は、第 147 条に基づく通知の不送達によって非合法とはされない。

侵害標識が付されている商品の留置

第 149 条 侵害標識が付されている商品の留置

(1) 税関長が、税関の管理下にある輸入商品が第 139 条に基づいて受理された通知に関係する商品である可能性があるとして判断した場合は、それらの商品は、次に掲げる時まで、税関長又は税関職員の保管の下に留置されなければならない。

(a) 税関長が、第 152 条に基づく手続において出された命令であって、通知は取り消されるべきであるとするものの送達を受ける時、又は

(b) 税関長が、第 152 条に基づく手続において出された命令であって、商品の留置は解除されるべきであるとするものの送達を受ける時、又は

(c) それらの商品に関する第 153 条に基づく法的手続(上訴を含む)が、個人としての及び家庭での使用以外の目的で輸入された商品が、侵害標識が商品上に又は商品との物質的關係において使用されている商品ではない旨の判決によって決定される時、又は

(d) それらの商品に関する第 153 条に基づく法的手続が、上訴を含め、放棄される時、又は

(e) 第 147 条に基づく通知が送達されてから 10 就業日が経過し、かつ、税関長が、輸入者又は荷受人以外によって第 153 条に基づいて提起された手続についての通知の送達を受けていない時

(2) 第 150 条の規定に従うことを条件として、(1) (a) から (e) までに規定されている事項の何れかが生じたときは、その商品は、その商品に対して権利を有する者に引き渡されなければならない。

(3) 税関長は、特定の場合において、(1) (e) にいう期間を 20 就業日まで延長することができるが、ただし、税関長が諸般の事情を考慮して、そのようにすることが適切であると判断した場合に限るものとする。

第 150 条 如何なる場合に留置商品の引渡を受けられるか

税関長又は税関職員は、次の各号の条件が満たされる場合は、第 149 条に基づく商品を引き渡さなければならない。

(a) その商品の輸入に関するすべての法的要件が満たされること、及び

(b) 担保の寄託を要求する規則に基づいて行われたすべての要求が、満たされること、及び

(c) 商品の引渡が法律に違反しないこと

第 151 条 同意による商品の没収

(1) 商品が税関長又は税関職員の管理下で留置されている場合は、その商品の輸入者又は荷受人は税関長に書面をもって通知し、その商品が政府に没収されることに同意することができる。

(2) (1) の規定に基づく通知があったときは、その商品は政府に没収される。

侵害標識が付されている商品に関する手続

第 152 条 侵害標識が付されている商品に関する種々の命令を求める申請

裁判所は、何人かの申請があったときは、次に掲げる内容の命令を出すことができる。

- (a) 第 139 条に基づいて受理した通知を取り消すこと、又は
- (b) 第 149 条に基づいて留置した商品を引渡すこと

第 153 条 商品に侵害標識が付されているか否かを決定する手続

- (1) 裁判所は、何人かの申請があったときは、個人としての及び家庭での使用以外の目的で輸入された商品であって、第 146 条に基づく決定の対象とされているものが、その上に又はそれとの物質的關係において侵害標識が使用されている商品であるか否かを決定することができる。
- (2) (1)の規定に基づく手続についての通知が、税関長に送達されなければならない。
- (3) (1)の規定に基づく手続において、
 - (a) 裁判所は、その手続が対象とする商品に利害關係を有するすべての者に対する通知の送達に関する指示を出さなければならない。
 - (b) 通知の送達を受けた者は、次に掲げる事項についての権利を有する。
 - (i) それらの手続に出席すること。同人が第 147 条に基づく通知の送達を受けているか否かを問わない。
 - (ii) それらの手続において出された命令に対して上訴をする権利。同人が手続に出席していたか否かを問わない。
- (4) (1)の規定に基づく手続において出された命令は、次に掲げる時点で有効となる。
 - (a) 上訴の通知をすることができる期間の満了時、又は
 - (b) (上訴通知が前記の通知期間の満了前に出されている場合は)上訴手続についての最終決定又は放棄の時

第 154 条 裁判所の権限

- (1) 第 153 条に基づく手続において、裁判所が、個人としての及び家庭での使用以外の目的で輸入された商品であって、第 146 条に基づいてされる決定の対象であるものが、その上に又はそれとの物質的關係において侵害標識が使用されている商品である旨の決定をしたときは、裁判所はその商品に関して次に掲げる処置を命ずる命令を出さなければならない。
 - (a) 政府に没収されること、又は
 - (b) 破棄されること、又は
 - (c) 裁判所が適当と考える他の処置がされること
- (2) (1)の規定に基づいて如何なる命令を出すかを考慮する際には、裁判所は次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - (a) 登録商標の侵害訴訟手続において可能な他の救済が、権利主張者に補償をし、かつ、その利益を保護する上で十分であるか否かということ、及び
 - (b) 侵害標識がその上に又はそれとの物質的關係において使用されている商品が、権利主張者に悪影響を及ぼす方法で処分されないようにすることの必要性
- (3) 2 以上の者が商品に利害關係を有する場合は、裁判所は次に掲げる事項を行うことができる。
 - (a) その商品について売却その他の処分をし、その収益を分配するよう指示すること
 - (b) 裁判所が適当と考える他の命令を出すこと
- (4) 第 153 条に基づく手続において、裁判所が、個人としての及び家庭での使用以外の目的

で輸入された商品であって、第 146 条に基づいてされた決定の対象であるものが、その上に又はそれとの物質的關係において侵害標識が使用されている商品ではないと決定したときは、裁判所は、その手続当事者が、裁判所が適当と考える額の補償金を商品の輸入者、荷受人又は所有者に対して支払うべき旨の命令を出すことができる。

侵害標識が付されている商品の検査

第 155 条 商品の検査

(1) 税関長又は税関職員は、商品又は第 143 条又は第 153 条が適用される手続に利害関係を有すると主張する者に、その商品を検査することについて許可を与えなければならない。ただし、税関長又は税関職員が、次に掲げる事項の何れかが適用される商品を保管している場合に限るものとする。

(a) 第 137 条に基づいて出された通知

(b) 第 143 条に基づく調査

(c) 第 153 条に基づく手続

(2) 商品に利害関係を有すると主張する者は、次に掲げる事項を行うことができる。

(a) 通常の就業時間中にその商品を検査すること、又は

(b) 税関長又は税関職員の承認を得て、商品又はその見本を、それを検査するために、指定された期間に限り、かつ、税関長又は税関職員によって指定された条件に基づいて、他の場所に移動させること

(3) 本条に基づいて商品を検査しようとする者は、税関長又は税関職員に対し、それらの商品を検査する意図についての 72 時間以上前に又は税関長若しくは税関職員がその目的で指定するそれより短い期間内に予告通知を出さなければならない。

税関長の権限、義務及び職務の委譲

第 156 条 税関長の権限、義務及び職務の委譲

(1) 税関大臣 (Minister of Customs) からの書面による承諾により、税関長は随時、一般的に又は特定の事項に関し、その署名を付した書面をもって、本法により又は本法に基づいて税関長に与えられた又は課された権限、義務及び職務の全部又は一部を税関職員に委譲することができる。

(2) (1) の規定に基づく委譲は、同項の規定に基づく委譲する権限を含まない。

(3) 事情に応じて税関大臣又は税関長から、随時、与えられる一般的若しくは特別の指示又は賦課される条件に従うことを条件として、権限を委譲された税関職員はその権限を、委譲によってではなく、本法の規定によって直接付与された場合と同一の方法により、かつ、同一の効力をもって行使することができる。

(4) 本条に基づく委譲に基づいて行動していると思われるすべての職員は、反証がない場合、委譲の条件に従って行動しているものと推定される。

(5) 本条の規定に基づく委譲は、

(a) 特定された人、又は特定された官職若しくは官職の等級の現在の所有者に対して行うことができ、また

(b) 随意に取消可能であり、かつ、その委譲は税関長による如何なる権限の行使も妨げず、また

(c) 委譲をした税関長が辞任した場合であっても、その委譲が取り消されるまで、委譲の趣旨に従って引き続き効力を有し、かつ、税関長の職務の後任者によって委譲されたものとして引き続き効力を有する。

第 157 条 本法による権限に基づいて行為をする者についての保護

(1) 政府、税関長又は税関職員は、第 146 条から第 156 条までの何れかの規定又はそれら条項のために制定された規則の適用上の行為若しくは無為の事柄に関しては、一切の刑事上若しくは民事上の責任を負わない。

(2) (1)の規定は、政府、税関長又は税関職員が悪意をもって行為した場合は、適用しない。

副部 4 雑則

申請は局長宛か裁判所宛か？

第 158 条 申請は局長宛か裁判所宛か？

局長又は裁判所の何れかに対して本法に基づく決定を求める申請をすることができる者は、

(a) 問題とする商標に関する訴訟が係属している場合は、裁判所に対して申請をしなければならず、

(b) それ以外の場合は、局長に対して申請することができ、局長は次に掲げることを行うことができる。

(i) 当事者を聴聞した後、当事者間の問題を決定すること、又は

(ii) 手続の如何なる段階においても、その申請を裁判所に付託すること

局長の出席

第 159 条 一定の手続における局長の出席

(1) 求められる救済措置が、登録簿の変更若しくは更正又は登録商標の変更、取消若しくは無効を含む法的手続においては、局長は、

(a) 出廷し、聴聞を受ける権利を有し、また

(b) 裁判所から指示された場合は、出廷しなければならない。

(2) 局長は、裁判所から別段の指示を受けた場合を除き、本人が出廷する代わりに、裁判所に陳述書を出すことができ、

(a) 陳述書の内容は、局長が知っている範囲での次に掲げる事項、すなわち、

(i) 争点

(ii) 局長が行った決定がある場合は、その理由

(iii) 類似の事例における特許庁の慣行

(iv) その争点に関連性のあるその他の事項

に関するものとし、かつ

(b) その陳述書は局長により署名されているものとする。

(3) 局長の陳述書は、その手続における証拠の一部を構成する。

証拠

第 160 条 局長に提起される手続における証拠の提出方式

(1) 規則に従うことを条件として、局長に対して提起される本法に基づく手続においては、証拠は、別段の指示がない場合、宣誓供述書又は法定宣言書により提出しなければならない。

(2) ただし、(1)の規定に拘らず、局長は次に掲げる事項を行うことができる。

(a) 宣誓供述書又は法定宣言書による証拠の代わりに若しくはそれへの追加として、口頭証拠をとること、又は

(b) 供述人若しくは宣言人に対し、その宣誓供述書又は法定宣言書に関して反対尋問することを許可すること

(3) そのような法定宣言書は、上訴の場合は裁判で、宣誓供述書による証拠の代わりとして使用することができ、かつ、そのように使用された場合は、宣誓供述書による証拠に係る付随的条件及び効果のすべてを有するものとする。

(4) 局長に対して提起される本法に基づく手続において、局長は、証人に宣誓させることができ、かつ、所定の方法により証人の出頭並びに書類の開示及び提出を命じることができる。

(5) 局長の面前での宣誓に基づいて提供された証拠は、1961 年刑法第 108 条及び第 109 条の適用上、裁判手続において提供されたものとみなされる。

(6) 1961 年刑法第 111 条を、本法の適用上作成されたすべての宣誓供述書及び法定宣言書に適用する。

第 161 条 記載事項、書類等の証拠

(1) 局長によって署名された証明書であって、本法により若しくは本法に基づいて行うことが局長に授権されている旨の記載がされたか若しくはされなかったこと、又は行うことが前記のように局長に授権されている他の事柄が履行されたか若しくは不履行だったことを証明するものは、そのように証明された事項についての一応の証拠である。

(2) 登録されている書類の謄本又は抄本は、第 181 条(2)において言及されている機器又は装置にその詳細が記入されていて、局長により真正の謄本又は抄本である旨を証明されたものであるときは、訴訟手続においてそれらの原本と同程度の証拠として認められる。

(3) 何人も、所定の手数料を納付して、登録簿記載事項に関する謄本の交付又は証明を請求することができる。

(4) 局長が本法その他の法律によりすることを指示、許可若しくは授権されている行為、権限、機能又は職務に関し、その実行、行使又は履行についての所定の方法による告示は、それが適法に実行、行使又は履行されたことの一応の証拠である。

第 162 条 登録は有効性の一応の証拠である

登録商標に関するすべての法的手続において、人が商標の所有者として登録されているという事実は、その商標の原登録並びにその後のすべての譲渡及び移転の有効性に関する一応の証拠である。

第 163 条 譲渡及び移転に関する局長の決定に対する上訴

登録簿に記載のない書類又は証書は、商標についての権原を証明するものとして、裁判所における証拠として受け入れてはならない。

(a) ただし、第 76 条に基づく申請又は第 170 条に基づく上訴のためである場合はその例外とする。又は

(b) 裁判所が別段の指示をする場合は、この限りでない。

第 164 条 商慣行等は考慮されなければならない

商標又は商号に関する争訟又は手続において、裁判所又は局長の内の該当するものは、次に掲げる事項についての証拠を認めなければならない。

(a) 関係する取引に関する慣行、及び

(b) 関連性のある商標又は商号又は外装であって、他人が適法に使用しているもの

第 165 条 有効性の証明書

(1) 登録商標の登録の有効性が問題とされる法的手続において、裁判所は、その商標の所有者に有利な決定を証明することができる。

(2) 登録商標の所有者であって、その商標登録の有効性が再度、問題とされるその後の法的手続において同人に有利な最終的命今又は判決を取得した者は、次に掲げる条件が満たされている場合、事務弁護士と依頼人との間で生じたすべての費用、料金及び経費について弁済を受ける権利を有する。

(a) 裁判所が既に、(1)の規定に基づいて当該所有者に有利な決定を証明しており、かつ

(b) 裁判所が、その後の法的手続において、当該所有者がそれらの費用、料金及び経費の弁済を受ける権利を有さない旨の証明をしていないこと

費用

第 166 条 費用

(1) 局長は、本法に基づいて局長に提起される手続において、

(a) すべての当事者に対し命今をもって、局長が合理的であると考える費用を裁定することができる。また

(b) 如何なる方法により、何れの当事者がそれを支払うべきであるか指示することができる。

(2) (1)の規定に基づく命今は、次のとおりに取り扱うことができる。

(a) 裁判所の判決として記録すること、及び

(b) 裁判所の許可を得て、それに従って執行すること

第 167 条 費用の担保

(1) 本法に基づく法的手続の当事者が、ニュージーランドにおいては居住しておらず、また、営業も行っていない場合は、局長又裁判所の内の何れか該当するものが同人に対し、手続費用の担保を提供するよう命じることができる。

(2) 同人が(1)の規定に従わない場合、局長又は裁判所は、その手続が同人により放棄されたものとして取り扱い、それに応じてその事件についての決定をすることができる。

第 168 条 証明又は使用許可の拒絶に対する上訴に係る費用についての裁定は行われぬ

第 167 条の規定に拘らず、証明商標の所有者による商品若しくはサービスについての証明又はその商標の使用許可についての拒絶に対する局長への上訴に関しては、局長は、何れかの当事者に又は何れかの当事者に対して手続費用を裁定する管轄権を有さない。

第 169 条 裁判所に提起される手続における局長の費用

本法に基づくすべての裁判所手続においては、局長の費用は裁判所の裁量により定められる。

上訴

第 170 条 局長の決定についての上訴

本法に基づく局長の決定によって被害を受けた者は、裁判所に上訴することができる。

第 171 条 上訴の通知

第 170 条に基づく上訴の通知は、上訴の対象とする決定があった日から 20 就業日以内に裁判所に提出し、かつ、局長に送達しなければならない。

第 172 条 上訴についての聴聞

- (1) 上訴があったときは、裁判所は、当事者及び局長を聴聞しなければならない。
- (2) 上訴についての聴聞は、局長により陳述された資料のみに基づいて行われなければならない。ただし、当事者が、所定の方法により又は裁判所の特別の許可を得て、裁判所の審理を求める追加の資料を提出するときは、この限りでない。
- (3) 商標に関する出願又は登録の受理に対する上訴の場合は、
 - (a) 裁判所の許可を得た場合を除き、異議申立人が陳述したもの以外の、異議申立人又は局長による異論に関する追加の理由は容認されず、また
 - (b) 異論に関する追加の理由が容認された場合は、出願人の出願は、異議申立人の費用を支払うことなく、所定の通知をして取り下げることができる。

第 173 条 上訴についての裁決

上訴についての裁決をするときは、裁判所は、次に掲げる事項の何れかをするすることができる。

- (a) 局長の決定又はその一部を確認、修正又は破棄すること
- (b) 上訴の対象事項に関し局長が行使することが可能であった権限を行使すること
- (c) 商標の登録に対する上訴の場合は、登録しようとする商標について、その同一性に実質的な影響を及ぼさない方法による修正を許可すること。ただし、そのような場合は、そのように修正した商標は、登録前に所定の方法により公示されなければならない。

第 174 条 上訴についての裁決が行われるまでの規定

本法に基づく上訴の対象である決定が、上訴について裁決がされるときまで、引き続き完全な効力を有する。ただし、裁判所が別段の指示をするときは、この限りでない。

第5部 管理規定及び雑則

副部1 商標局長及び局長補

第175条 商標局長及び局長補

(1) 次に掲げる役職員が配置されるものとする。

(a) 商標局長。局長は、1988年国家公務員法(State Sector Act)に基づいて任命されなければならない。及び

(b) 本法の適用上必要な人数の商標局長補。個々の局長補は、1988年国家公務員法に基づいて任命されなければならない。及び

(c) 本法の適用上必要なその他の幹部職員及び一般職員。個々の職員は、1988年国家公務員法に基づいて任命されなければならない。

(2) 局長による管理に従うことを条件として、局長補は、本法に基づく局長の権限、義務及び職務を有するものとし、かつ、行使することができる。

(3) 局長補が前記の権限、義務又は職務を行使するという事実が、そのように行使する権限の確定証拠である。

(4) 本法の施行直前に、1953年商標法に基づいて商標局長の職を保持している者及び同法に基づいて局長補の職を保持しているすべての者は、その事情に応じ、本条に従って商標局長又は商標局長補に任命されていたものとみなされる。

第176条 局長裁量権の行使前における聴聞

局長は、本法又はそれに基づいて定められた規則に基づく局長の裁量権その他の権限を何人かに不利になるように行使することを、(所定の期間内にそのようにすることが要求されている場合は)該当者に聴聞の機会を与えることなく行ってはならない。

副部2 諮問委員会

第177条 諮問委員会

(1) 局長は、諮問委員会を任命しなければならない。

(2) 局長は、諮問委員会を変更することができる。

第178条 諮問委員会の職務

諮問委員会の職務は、文言及び形象も含め、マオリ標識に由来している又は由来していると思われる商標に関して提案されている使用又は登録が、マオリにとって侮辱的であるか否か又はそうなる虞があるか否かを局長に助言することである。

第179条 諮問委員会の委員

(1) 局長はいつでも、諮問委員会の委員を任命又は解任することができ、また、局長が適当と考えるときは、解任した委員の後任に他の委員を任命することができる。

(2) 諮問委員会の委員として任命される者は、局長の見解として、マオリ世界観(te ao Maori)並びにマオリ典礼及び文化(tikanga Maori)についてのその者の知識を考慮したときに任命

を受ける資格を有している者でなければならない。

(3) 諮問委員会の委員は、局長に書面による届出をして辞職することができる。

第 180 条 諮問委員会はそれ自体の手続を規制することができる

局長が出す指示に従うことを条件として、諮問委員会は、それ自体の手続を規制することができる。

副部 3 商標登録簿

一般

第 181 条 商標登録簿

(1) 局長は、ニュージーランドにおいて登録された商標に係る登録簿をニュージーランドにおいて保管するようにしなければならない。

(2) 登録簿は、局長が適当と考える方式で保管することができ、その方式の中には、全部又は一部を次に掲げる機能を有する機器又は装置によるものとするを含む。

(a) 電子的に又はその他の方法により情報を記録又は保存すること、及び

(b) そのように記録又は保存された情報を容易に閲覧することができるように又は使用可能な方式で複製することができるようにすること

(3) 登録簿は、本法によって又は本法に基づいてそこに記載することを要求されているか又は許可されているすべての事項についての一応の証拠である。

第 182 条 登録簿の内容

登録簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(a) すべての登録商標とその所有者の名称及び宛先

(b) 実際の登録日、みなし登録日及びニュージーランドにおける出願日

(c) 譲渡及び移転

(d) すべての使用権者の名称及び宛先

(e) 権利の部分放棄

(f) 条件

(g) 登録商標に関する他所定の事項

第 183 条 信託についての通知は登録簿に記載することができない

信託についての通知は、登録簿に記載することができず、局長は、そのような通知による影響を受けない。

登録簿の調査

第 184 条 登録簿の調査

(1) 何人も所定の手数料を納付し、登録簿を調査することができ、そのための時間は次のとおりとする。

- (a) 就業日であって、局長に属する局が公務処理を行っている時間
- (b) 局長が許可する前記以外の時間
- (2) 所定の手数料の納付があったときは、登録簿の記載事項についての特許庁の公印を押捺した認証謄本を、その認証謄本を要求した者に交付しなければならない。

登録簿に関連する罪

第 185 条 登録簿に虚偽の記載をした罪

- (1) 次に掲げる行為をした者は有罪である。
 - (a) 記載若しくは書面が偽りであることを知りながら、登録簿に虚偽の記載をし若しくは記載をさせ、又は登録簿における記載事項の写しであると偽称する書面を作成し若しくは作成させること、又は
 - (b) 記載又は書面が虚偽であることを知りながら、そのような書面を証拠として提示若しくは提出し、又は提示若しくは提出させること
- (2) (1)の規定に対する違反で有罪とされた者は、有罪判決により 2 年以下の禁固に処せられる。

第 186 条 商標に関する虚偽表示の罪

- (1) 次に掲げる行為をした者は、有罪である。
 - (a) 事実に反し、標識又は商標の全部若しくは一部が登録商標である旨の表示をすること、又は
 - (b) 事実に反し、登録商標が何れかの商品又はサービスに関して登録されている旨の表示をすること、又は
 - (c) 事実に反し、商標登録によりその使用についての排他的権利が与えられている旨の表示をすること
- (2) (1)の規定に対する違反で有罪とされた者は、有罪判決により 1,000 ドル以下の罰金に処せられる。
- (3) 本条の適用上、
 - (a) 「登録された」に対する言及は、「本法に基づいて登録された」ものに対する言及と解釈されるものとし、
 - (b) 「登録」に対する言及は、「登録簿における登録」に対する言及と解釈されるものとする。
- (4) (3)の規定は、言及がニュージーランド以外の国において有効な法律に基づく商標の登録に係る場合は、適用しない。

副部 4 雑則

補償の不適用

第 187 条 商標に付随する権利の縮小に対しては補償を行わない

本法の制定により発生することがある、商標に付随する権利の縮小(例えば、登録簿からの商標の削除)に関しては、何人も政府から補償を受ける権利を有さない。

特許庁

第 188 条 特許庁の開庁及び閉庁

- (1) 局長は、所定の方法による告示をもって、
 - (a) 本法に基づく公務処理についての特許庁の開庁時間を定めることができ、また、
 - (b) 如何なる日に関しても、特許庁の公務処理についての閉庁を宣言することができる。
- (2) 行為又は手続は、次に掲げる条件が満たされる場合は、適時にされたものとする。
 - (a) その行為又は手続をするための所定の期間が特許庁が閉庁している日に満了し、かつ
 - (b) 特許庁が閉庁しているため、その日にその行為又はその手続をすることができず、かつ
 - (c) その行為又は手続が特許庁の翌開庁日にされること

第 189 条 短期予告による特許庁の閉庁

- (1) 第 188 条に拘らず、次に掲げる事情に該当する場合は、局長は所定の方法によって特許庁の閉庁を告示することなく、特許庁を公務処理上、閉庁する旨の宣言をすることができる。
 - (a) 緊急事態又はその他の臨時的状況のために、局長が何れかの日に特許庁の閉庁が必要であるか若しくは望ましい、又はそのようになると認め、かつ
 - (b) 所定の方法により閉庁の告示をすることができない場合
- (2) 局長が(1)の規定に基づいて特許庁の閉庁を宣言しようとするか又は宣言した場合は、局長は、実行可能な場合は、特許庁が所在する建物の内又は外にその事実についての公示を掲示しなければならない。
- (3) 局長はまた、できる限り早い時期に、前記公示の写し又は(当該公示が掲示されなかった場合は)本条に基づく局長権限の行使についての告示を所定の方法により公告させなければならない。

人格代表者

第 190 条 代理人の承認

- (1) 商標に関して本法に基づき、人によって又は人に対して、なされなければならない行為は、本人が明示して委任した代理人によって又は代理人に対して、なすことができる。
- (2) (1)の規定は、代理人が所定の種類の人でない場合に限り、適用する。

第 191 条 一定の種類の人代理としての申立等

- (1) (2)に記載されている関連性のある人の何れも、本法によって若しくは本法に基づいて要求若しくは許可されている申立及び事柄を、18 歳以上ではない者又はその申立若しくは事柄を行うことができない者の名義で、かつ、それらの者の代理として、行うことができる。
- (2) (1)にいう関連性のある人とは、次に掲げる者のことである。
 - (a) 本人の後見人
 - (b) 本人の法定遺産管理人がいる場合は、その管理人
 - (c) 本人の財産に関し管轄権を有する裁判所が任命した者
- (3) 本条の適用上、次に掲げる者からの申請があったときは、裁判所が任命をすることができる。

- (a) 18歳以上ではない者又は本法によって若しくは本法に基づいて要求若しくは許可されている申立若しくは事柄を行うことができない者の代理として手続をとる者、又は
- (b) 前記以外の者であって、申立をすること又は事柄を実行することに利害関係を有している者

代替

第192条 申請人以外の者による代替：一般

- (1) 本条は、次に掲げる申請に適用する。
 - (a) 第62条に基づく、抹消又は変更を求める申請
 - (b) 第65条に基づく、取消を求める申請
 - (c) 第73条に基づく、無効宣言を求める申請
 - (d) 第76条に基づく、登録簿の更正を求める申請
- (2) (1)において言及した申請は、次に掲げる条件が満たされる場合は、申請人でない者の名義で続行することができる。
 - (a) 申請人が申請をした後で、同人が申請の根拠として使用した権利又は権益が他人に付属することになり、かつ
 - (b) 当該他人が、
 - (i) 局長に対して書面により、その権利又は権益が同人に属している旨を通知し、かつ
 - (ii) その申請を取り下げでないこと

第193条 異議申立通知上の異議申立人でない者による代替

- 出願に対する第47条に基づく異議申立は、次に掲げる条件が満たされる場合は、異議申立人でない者の名義で続行することができる。
- (a) 異議申立人が異議申立をした後で、同人が異議申立の根拠として使用した権利又は権益が他人に属することになり、かつ
 - (b) 当該他人が、
 - (i) 局長に対して書面により、その権利又は権益が同人に属している旨を通知し、かつ
 - (ii) その異議申立を取り下げでないこと

その他の書類の補正

第194条 出願以外の書類の補正

- 局長は、申請(商標登録出願を除く)をした者又は本法の適用に係る通知その他の書類を提出した者の書面による請求により、又は前記の者の代理人の書面による請求により、申請、通知又は書類を補正することができるが、ただし、次に掲げる条件に該当する場合に限る。
- (a) その目的が誤記又は明白な過誤の訂正であること、又は
 - (b) 局長の見解では、事件に係るすべての事情を考慮した場合、そうすることが公平かつ合理的であること

手数料

第 195 条 手数料

(1) 過誤により局長に納付された金額又は本法によりその納付が必要とされていない金額は、局長が返還することができる。

(2) そのように返還される金額は、本法に対する追加予算としてではなく、公的資金から支払われるものとする。

通知の送達

第 196 条 第 197 条の適用

第 197 条は、次に掲げるものには適用しない。

(a) 裁判所における手続において送達又は送付される通知その他の書類

(b) 本法において指定される他の手続に従って送達又は送付される通知その他の書類

第 197 条 通知の送達方法

(1) 通知その他の書類であって、本法によって他人に送達すること又は渡すことを要求又は許可されているものは、次に掲げる方法によって送達すること又は渡すことができる。

(a) 本人又はその代理人に引き渡すこと、又は

(b) 本人又はその代理人の通常の若しくは最新の居所若しくは営業所においてくること、又は

(c) 本人又はその代理人を受取人として、その居所若しくは営業所宛てに書簡として郵送すること

(2) 本人が死亡している場合は、通知その他の書類は、本人の人格代表者に送達又は与えることができる。

(3) 通知その他の書類が他人に郵送される場合は、それは、その書簡が通常の郵送過程で配達される時に、同人に配達されているものとみなし、また、その配達を証明するときは、その書簡が正しい宛先を付して投函されたことを証明することをもって足りるものとする。

年次報告

第 198 条 特許局長による年次報告

特許局長は、1953 年特許法の運用に関するその年次報告の中に、本法の運用に関する報告を、本法が 1953 年特許法の一部を構成しているか又は同法に含まれるものとして、含めなければならない。

規則を制定する権限

第 199 条 規則

総督は、枢密院令により、次に掲げる目的のすべて又は一部のために規則を制定することができる。

商品又はサービスの分類

(a) 本法に基づく商標の登録のための商品又はサービスについての補正された又は代替された分類に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びその他の事項について規定すること

商標登録

(b) 本法に基づく商標の登録、更新、変更又は抹消に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びその他の事項について規定すること。これには次に掲げる事項を含む。

(i) 1の商標登録出願の複数の出願への分割について規定すること

(ii) 個別の出願又は登録の併合について規定すること

(iii) 連続商標の登録について規定すること

使用権者

(c) 使用権者の登録に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びその他の事項について規定すること

代理人

(d) 局長が、手続に関する代理人として承認することを拒絶することができる者の種類について規定すること

侵害商品の輸入

(e) 本法に基づく侵害商品の輸入に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びその他の事項について規定すること。これには次に掲げる事項を含む。

(i) 税関長により決定される条件に従うことを条件として、何れかの者に何れかの金額の担保又は補償の提供を要求すること

(ii) (i)の規定に基づいて制定された規則によって課される、担保又は補償の提供義務に対する例外について規定すること

(iii) (i)の規定に基づいて制定された規則に基づいて提供される担保の処分について規定すること

(iv) 第151条又は第154条に基づいて政府に没収された商品の処分方法について規定すること

法的手続

(f) 本法に基づく法的手続に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びその他の事項について規定すること。これには次に掲げる事項を含む。

(i) 証人の費用の支払について規定すること

(ii) 出席して証言することに関する不履行又は拒絶をした者に対し、1,000ドル以下の罰金を科すこと

登録簿

(g) 登録簿及びその運用に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びその他の事項について規定すること。これには次に掲げる事項を含む。

(i) 登録簿の閲覧

(ii) 登録簿を閲覧することができる場所及び時間

手数料

(h) 本法に基づく手数料の納付が必要な事項及びそれらの手数料の額について規定すること

期間延長

(i) 本法に基づく何れかの事項に関し、その期間及び延長について規定すること

様式

(j) 本法適用上の様式について規定すること

通知

(k) 本法に基づく通知に関し、本法と矛盾しない手続、要件、及びその他の事項について規定すること。これには本法に基づいて通知が要求される事項について規定することを含む。

特許庁

(l) 本法と矛盾しない方法により、商標に関する特許庁の業務及び局長の指揮監督下にあるすべての事項について規制すること

一般

(m) 本法によって予期される上記以外の事項であつて、本法の運用上必要であるか又は本法に完全な効力を与えるため必要であるものについて規定をすること

第 200 条 条約国に関する枢密院令

ニュージーランドが加盟国である又はニュージーランドに対して適用される国際協定又は取極めに効力を生じさせるために、総督は枢密院令により、その協定若しくは取極めの加盟国であるとして又は協定若しくは取極めの適用対象であるとしてその命令において指定された統一体が、本法の規定のすべて又は何れかの適用上、条約国である旨を宣言することができる。

改正

第 201 条 改正される法律

附則に指定されている法律を、同附則に表示した方法により改正する。

経過及び除外規定

第 202 条 1953 年商標法の廃止

(1) 1953 年商標法(1953 年第 66 号)は、廃止する。

(2) (1)の規定による 1953 年商標法の廃止に拘らず、1961 年禁止標章命令(Prohibited Marks Order) (SR 1961/120)及び 1982 年禁止標章命令(SR 1982/127)は、

(a) 同法が廃止されなかったものとして有効に存続し、かつ

(b) 同法に基づいて改正又は取り消すことができた場合と同一の方法により改正又は取り消すことができる。

第 203 条 一定の出願及び手続に関する経過規定

(1) その廃止に拘らず、1953 年商標法は、次に掲げる事項に関して引き続き効力を有し、かつ、適用する。

(a) 本法施行前に局長により受領された商標登録出願についてそれが登録されるまで、及び、その出願に関連するすべての法的手続。後者については、その手続が本法の施行前に提起されたか否かを問わない。

(b) 本法施行前に局長により受領された、登録商標についての変更、更新、譲渡、削除、又

は抹消を求める申請

(c) 本法施行前に同法に基づいて開始された法的手続

(2) 本条は、防御商標に関する出願には適用しない。

(3) (1) (a)の規定は、第 12 条に基づく、商標登録出願の譲渡又は移転には適用しない。

第 204 条 1953 年商標法第 54B 条に基づいてされた通知についての経過規定

本法施行前に登録商標の所有者が 1953 年商標法第 54B 条に基づいて税関長に通知を出していた場合は、

(a) その通知は、本法第 137 条に基づいて出された通知であるものとして取り扱うものとし、かつ

(b) 本法第 4 部副部 3 を、それに従ってその通知に適用する。

第 205 条 防御商標の手数料についての経過規定

局長は、係属している防御商標出願であって、局長が本法施行前に受領したのものに関して手数料が納付されているときは、それを返還しなければならない。

第 206 条 争われた登録についての有効性の証明書

1953 年商標法第 61 条に基づいて与えられた、登録の有効性に関する証明書は、本法第 165 条(1)に基づいて与えられたものとして効力を有する。

第 207 条 1953 年商標法に基づく、条約国に関する枢密院令

1953 年商標法第 72 条に基づいて出された枢密院令は、本法第 200 条に基づいて出されたものとして効力を有する。

第 208 条 本法施行前に登録された商標の地位

(1) (2)に定める場合を除き、本法の如何なる規定も、本法施行直前に有効であった商標の原登録を無効にするものではない。

(2) ただし、(1)の規定は、同項で言及した登録商標が第 73 条に基づいて無効である旨の宣言をされた範囲には、適用しない。

(3) 防御商標を含め、1953 年商標法に基づいて登録され、かつ、本法施行直前に有効であった商標は、

(a) 登録簿の A 部又は B 部の何れに登録されていたかに拘らず、商標として本法に基づいて登録されているとみなされ、かつ

(b) その原登録日を保持し、かつ

(c) その事情に応じて、1953 年商標法に基づく 7 年又は 14 年の既存の登録期間を保持するが、その登録期間が満了した時、第 58 条を適用する。

(4) 防御商標ではない商標であって、1953 年商標法に基づいて、本法の発効前 5 年以内に登録されたものは、その実際の登録日から 5 年後までは、第 66 条(1) (a)に基づいて取り消すことができない。

(5) 第 66 条(1) (b)の適用上、中断のない使用停止期間は 5 年(3 年ではない)とするが、ただし、次に掲げる条件のすべてが満たされている場合に限る。

- (a) その商標が 1953 年商標法に基づいて登録されたこと、及び
- (b) その商標は防御商標でないこと、及び
- (c) 中断のない使用停止期間が、本法施行前 5 年の期間内に始まっていること
- (6) 防御商標ではない商標であって、1953 年商標法に基づいて登録された商標は、(4)及び(5)において指定した期間が経過した後は、第 66 条(1)(a)又は(b)に基づいて取り消すことができる。
- (7) 1953 年商標法に基づいて防御商標として登録された商標は、本法の発効後 3 年までは、第 66 条(1)(a)又は(b)に基づいて取り消すことができない。

第 209 条 本法施行前における登録簿上の注記等の地位

- (1) 商標が他の商標と連合している旨を表示する登録簿上の注記は、本法施行時に失効する。
- (2) 1953 年商標法に基づいて登録された商標に関して登録簿に記載されている他のすべての注記、権利の部分放棄又は条件は、本法に基づいて登録簿に記載されているものとみなす。

附則（第 201 条） 改正される法律

1969 年遺産管理法(Administration Act) (1969 年第 52 号)

第 67 条(1)から「1953 年商標法第 58 条」の文言を削除し、「2002 年商標法第 52 条」の文言に取り替える。

1967 年動物救済法(1967 年第 51 号)

第 66 条から「1953 年商標法」の文言を削除し、「2002 年商標法」の文言に取り替える。

1986 年商業法(1986 年第 5 号)

第 45 条(2)(c)を廃止し、「(c) 2002 年商標法, 又は」に取り替える。

第 45 条(3)(c)から「1953 年商標法第 26 条」の文言を削除し、「2002 年商標法第 32 条」の文言に取り替える。

1994 年著作権法(1994 年第 143 号)

第 131 条(5)から「要約」の文言を削除する。

第 131 条(5)(a)及び(b)から「3 月」という表現を削除し、「5 年」という表現に取り替える。

第 131 条の後に、次に掲げる文言を挿入する。

「第 131A 条 告訴の期間

1957 年簡易手続法第 14 条に拘らず、第 131 条に対する違反行為に関する告訴は、告訴に関する事項が発生した時から 3 年以内の如何なる時においてもすることができる。」

第 133 条の後に、次に掲げる文言を挿入する。

「第 133A 条 一定の法的手続における証拠

(1) 第 131 条に対する違反行為についての法的手続においては、裁判所は、第 1 審における聴聞の方法によるか又は上訴その他の方法によるかを問わず、著作権の存在又は所有権についての証拠として宣誓供述書を受領することができる。

(2) 法的手続の当事者は、宣誓供述書による証拠を提出した者を反対尋問のために出廷させるよう、裁判所に申請することができる。また裁判所は、それに従って命令を出すことができる。」

第 135 条における「海賊版」の定義の(c)(ii)を廃止する。

第 141 条の後に、次に掲げる文言を挿入する。

「第 141A 条 同意による商品の没収

海賊版が税関長又は税関職員の保管下に留置されている場合は、海賊版の輸入者又は荷受人は、税関長に対して書面をもって通知することにより、その海賊版が政府に没収されることに同意することができ、また、その通知が出されたときは、海賊版は、政府に没収されることになる。」

1950 年政府訴訟手続法(Crown Proceedings Act) (1950 年第 54 号)

第 7 条(1)から「1953 年商標法」という表現を削除し、「2002 年商標法」という表現に取り替える。

1988 年紛争裁判所法(Disputes Tribunals Act) (1988 年第 110 号)

第 2 条における知的所有権の定義から「1953 年商標法」という表現を削除し、「2002 年商標法」という表現に取り替える。

1986 年公正取引法(1986 年第 121 号)

第 16 条(3)における商標の定義から「1953 年商標法」という表現を削除し、「2002 年商標法」

という表現に取り替える。

1981年旗章、紋章及び名称保護法(1981年第47号)

第2条における「登録官庁」の定義の(g)から「1953年商標法」という表現を削除し、「2002年商標法」という表現に取り替える。

第12条(4)(b)を廃止し、次に掲げる文言に取り替える。

「(b) 2002年商標法第24条(これは商標における女王陛下又は王室構成員の表示に関する。)」

1994年地理的表示法(1994年第125号)

第5条(2)(c)から「1953年商標法」という表現を削除し、「2002年商標法」という表現に取り替える。

1979年殺虫剤法(1979年第26号)

第75条から「1953年商標法」という表現を削除し、「2002年商標法」という表現に取り替える。

1993年プライバシー保護法(1993年第28号)

第2附則第I部に次に掲げるものを追加する。

「2002年商標法第181条

1953年特許法第83条及び第84条

1953年意匠法第25条及び第27条」

1981年公共工事法(1981年第35号)

第2条における知的所有権の定義から「1953年商標法」という表現を削除し、「2002年商標法」という表現に取り替える。

1990年喫煙対策環境法(Smoke-free Environment Act)(1990年第108号)

第2条における「商標」の定義から「1953年商標法」という表現を削除し、「2002年商標法」という表現に取り替える。

1988年規格法(Standard Act)(1988年第5号)

第10条(2)(f)から「1953年商標法」という表現を削除し、「2002年商標法」という表現に取り替える。

1957年簡易手続法(1957年第87号)

第1附則第II部の該当する欄に適切なアルファベット順で次に掲げるものを挿入する。

1994年著作権法	第131条	侵害物体の製作又は取扱に関する罪
2002年商標法	第120条から第124条まで	登録商標の偽造又は虚偽の使用に関する罪

第1附則第II部から1953年商標法に関する項目を削除する。